

2017.
Vol.

3

海洋レジャー

海の仲間と共に……



一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会

Japan Marine Recreation Association



私たち4つの事業を通じて 海洋レジャーの安全と安心をサポートしています。 私たち海レ協 (JMRA) です。

私たち日本海洋レジャー安全・振興協会では、マリンレジャーを安全に楽しむための幅広いサービスを行っています。

たとえばダイビングでは、もしもの時の緊急援助システムとして緊急通報を受けるホットラインをはじめ、ダイビングに関する医療相談、事故やケガに対応した保険システムを会員の皆様に提供しています。また、ボート・ヨットオーナーの皆様に向けた、艇の故障や海上でのトラブル時の曳航・救助などのレスキューサービス、海へのパスポートであるボートライセンスの試験と講習、さらに、海の魅力を満喫できる全国的な施設「海の駅」の事務局として、運営と情報発信を行っています。

これら4つの事業に、マリンレジャーの知識と経験が豊富なスタッフが、協会活動の基本としている安全・安心といった目的に基づいて取り組むとともに、各関係省庁や関係団体との協力関係を築き、密接な情報交換によって、皆様に安心して海を楽しんでいただけるサービスを提供しています。

私たちの組織は、異なる種類のマリンレジャーについての専門性を、部門横断的な組織力によって総合力につなげています。

日本海洋レジャー安全・振興協会は、安全事業、救助事業、振興・普及事業、小型船舶操縦士国家試験の的確な実施を通じ、海洋レジャーの安全と健全な振興を目指して、皆様に貢献していきます。

一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
Japan Marine Recreation Association



CONTENTS

海洋レジャー 第3号

- 2 卷頭言
新たな四半世紀への船出
会長 戸田邦司
- 4 持続可能な発展を目指して
理事長 佐久間優
- 6 特集「海洋レジャーボーティング」
憧れの沖縄、南の島でボート遊び
- 14 **column** 世界の小型船舶免許事情
- 15 振興事業部からのご報告
- 22 特定事業部からのご報告
- 37 救助事業部からのご報告
- 53 安全事業部からのご報告
- 64 **column** ロープの種類と取り扱いについて
- 65 協会だより
総務部からのご報告
- 70 **column** なぜライフジャケットを着るの?
着る「義務」から、着る「権利」へ
- 71 編集後記



ご挨拶

新たな四半世紀への船出

一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会

会長

戸田邦司



当協会は、昨年7月に創立25周年を迎えました。平成3年の発足以来四半世紀にわたり、舟艇の安全な利用振興策などを通じ、海洋レジャーの愛好者の拡大に努めてまいりました。その基本とするところは、安全第一を旨として、現在海洋レジャーに勤しんでおられる方々には勿論のこと、これから海洋レジャーの世界を経験される方々にも、大いに役立つ立場でありたいと願っております。

我が国は、有史以来四方を海に囲まれ、水産資源には恵まれていましたが、地下資源に乏しい我が国としては、原材料を輸入し、加工して輸出する貿易立国として、第二次大戦後の成長を成し遂げて参りました。そこで海運が果たした役割は、海洋国家日本の根底に関わる偉大なものであったと云えるでしょう。

また、わが国は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国家日本の繁栄を願うことを趣旨とした「海の日」を国民の祝日としている世界で唯一の国であります。

海の日を含む7月を「海の月間」とし、その間に開催される「海と日本のProject」や海にゆかりの深い自治体で開催される「海フェスタ」は、次世代を担う子供たちを中心に、多くの人々に海への好奇心を喚起することを目的としています。当協会もイベント会場にブースを設置し、親水・広報活動を行うなど、マリンレジャー

の、一層の普及振興に役立ちたいと思っております。

海洋国家日本と云いながら、オリンピックにおける唯一の海上種目であるヨット競技では、アトランタオリンピックで重・木下組が獲得した銀メダルが唯一の例です。今年は、2020年の東京オリンピックに向けた最初のシーズンで、10月にはセーリングのワールドカップが初めて日本で開催されることが決定し、加えて、サーフィンも海上競技としてオリンピック種目となりました。2020年にはメダルの可能性が高いヨットの選手が取りざたされていること、今後、メディアへの露出も大きくなり、マリンレジャーへの関心も一層高まるのではないかと期待しています。

当協会は、26回目の創立記念日を迎、新たな四半世紀に向けて出発しました。長年、部門別に分かれていた事務所も統合し、更に管理部門の一元化や企画部門の創設など、内部組織の強化に取り組んで参ります。

当協会は、海洋レジャーの更なる発展を目指し、国土交通省と海上保安庁のご指導を得ながら、関係団体の皆様とも連携しつつ、海の仲間とマリンレジャー ファン拡大に努めて参りたいと考えております。役職員一同一丸となって確実な事業を開拓して参りたいと考えておりますので、益々のご指導ご鞭撻を宜しくお願い致します。



持続可能な発展を目指して

一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会

理事長

佐久間 優



当協会は、126名の役職員の活用と26年間の知見を基盤に本部と9つの地方事務所が連携して、(1)ダイビングの安全に係る事業(DAN事業) (2)プレジャー・ボート等の救助システムの運営に係る事業(BAN事業) (3)海洋レジャーの振興と海事思想の普及に係る事業(振興・普及事業) (4)ボート免許の取得と更新等に係る事業(特定事業)の4つの事業を効率的に実施することを通じて、海洋レジャーの振興と安全・安心のサポートを行っております。

これまで、各分野で多くの成果を挙げて参りましたが、同時に多くの課題も顕在化しております。これらに対応するため、近年3次に亘る改革に取り組んでおりますが、本稿ではその一部をご紹介致します。

1st Stage改革：経営基盤の安定化

最も深刻な課題は、特定事業本部に顕著に現れておりました。即ち、この部門は厳しい競争環境に晒され、試験員の採用や試験艇の更新が長年滞り、収支改善が遅々として進まないこと等が課題として現出しておりました。このため、賞与の支給は不安定で将来の展望にも欠ける等の深刻な状況に陥っていました。この部門の経営基盤を安定化させることが最優先で、そのためには事業収益を増やすための取り組みを積極的に行うことと

徹底的な経費の節減が緊急課題でありました。更に中期的な課題としては若手試験員の確保と賞与の安定的な支給の実現や設備投資等に必要な特定資産の充実が必須な状況がありました。

これらの課題に対応して、平成26年度から計画的に10名の試験員候補生を採用すると共に常勤嘱託試験員制度の創設によって、必要な要員の確保を実現すると共に、安定的な賞与支給を可能とするための予算化を達成し、収支のモニタリングを徹底させる等して、現状は収支均衡が見通せる状況になって参りました。また、新型の試験艇を整備するための資金にも一定の目途が立ち、平成27年度からはI型試験艇の計画的な更新に着手することとなりました。

2nd Stage改革：5つの課題の克服

次は協会全体としての改革ですが、まずは、部門を超えて組織全体で取り組むべき課題を審議しそれの解決にあたるべき機能を有する「幹部ミーティング」を設置し毎月定期的に会議を開催することと致しました。第1回目の会合では、5つの克服すべき課題が認識され、それを克服するためには、各課題について10件前後の取り組みを手順と時期を明記して、計画的に実行に移すべきことを確認したのです。



確認された事項は、(1)コンプライアンス (2)既存業務の品質向上 (3)新規業務の積極的な取り入れ (4)経営・事業基盤の充実 (5)インセンティブの付与の5つの課題に集約されたのであります。

この34ヶ月の間に行なったことは、職員と理念を共有した上で、上記の課題と取り組みの進展状況を32回モニタリングすると共に、重要な取り組みに関しては作業部会で集中審議して、当初の計画を実行に移したことです。

その結果、唯一の指定試験機関である一般財団法人として相応しい振る舞いを各事業活動において実践すること、専門家の意見や他の法人の成功事例を参考にするとともに技術革新を取り入れて日常業務の品質の弛まぬ向上を目指すこと、社会のニーズに対して敏感に適正に対応して新規業務を取り入れていくことが出来つあります。業務内容の充実等を通じて受験者、受講者、会員等関係する皆様の満足度を向上させることに配慮しつつ、一般財団法人移行後は、公益目的支出を計画どおりに達成する一方で、正味財産を減額させずに経常ベースでの収支改善を目指しうる状況へと事業を展開しております。

この間、女性職員を中心とした待遇改善、功労表彰の実現、適正な勤務評定実施と賞与への反映等の各種のインセンティブ付与を実現して参りました。

3rd Stage改革：真の統合

設立時の理念である海洋レジャーの健全な発展を達成するためには、各事業を総合的・効率的に推進することが必要であることから、協会の真の意味での統合がテーマとなります。

まずは、事務所の統合、人事交流の実現、情報提供の「海洋レジャー」への一元化、そして組織改正を行いましたが、ここでは組織改正の概要を以下のとおりご紹介致します。

- (1) お互いに関わり合いのある事業の総合調整機能を高めるために、管理部門を総務部に統合した。
- (2) 総括本部長を設置すると共に、企画部門を創設した。
- (3) 総括本部長、特定事業本部長、部長等の幹部職員の権限を明確化し、各部に課を設置すること等により指揮命令系統を明確化した。

これらのことによって、各事業を総合的に効率的に推進すること、新しい価値を創造すること、個々の部門の足腰を強靭にして機能向上に努めることを目指しております。

設立時の理念を忘れることなく、持続可能な発展を目指して、解決すべき課題の抽出と取り組みの設定はこれから徐々に行って参ります。

海洋レジャーボーティング
「糸満フィッシャリーナ」、「宜野湾マリーナ」
「北谷町フィッシャリーナ」をめぐる

憧れの沖縄、 南の島でボート遊び

ボート遊びのグレンデとして沖縄の海に憧れをもっている人は多い。

透明度の高い海は、水中の様子がよくわかる。

奇麗な熱帯の魚や珊瑚礁を簡単に見ることができる。

琉球王朝の流れを汲む沖縄には独自の伝統と文化が継承され、食べ物や風習も大きく異なる。

南の島特有の雰囲気は、国内ながら海外のリゾート地に来た気分も味わえる。

那覇空港へは、日本全国から多くの便が乗り入れており、LCCを使えば、かなりお安く行くこともできる。

沖縄本島には海の駅が二つあり、他にもゲストの受け入れをしているマリーナもある。

マイボートやヨットでロングクルーズの目的地にするもよし、手軽に飛行機で行き、南国リゾート気分を味わうもよし。

沖縄の海へボート遊びに出かけてみませんか？

文・写真=山岸重彦 (Kazi)

Text & photos by Shigehiko Yamagishi







ポートはその日の海況や人数によって使い分けしている岡田さん。一人でも出航し、手軽に好きな釣りを楽しんでいる



大好きな沖縄 海に憧れて、 移住を決めた家族 岡田充生さん



岡田さんが所有するポートはヤマハ製SF-38（左）とSRV23（右）。隣りあわせのバースに停泊している。天候が悪い日でもボートのキャビンでくつろぐ

沖縄の海には、移住を決意させるほど、人を魅了する力がある。冬になると、ほとんど毎月のように沖縄に遊びに来ていた岡田充生さんは、8年前、長男が小学校に入るタイミングで、沖縄に家族で移住した。「神戸に住んでいたころから、沖縄が大好きでした。インターナショナルスクールの環境が整っている沖縄は、子供の教育のことを考えてもとても良かったです」と語る。IT関連の事業をしていることもあり、インターネットやファクスなどの通信環境が整っていれば、仕事はできた。

現在は、糸満市にある糸満フィッシャリーナに、ヤマハSF38とSRV23の2艇を置き、週末になると家族総出でボート遊びに興じている。SF38では、主にカジキをねらい、SRV23では、近場でのジギングやエサ釣りを楽しんでいる。正月は釣りをしないので、初日の出を見たあとは、マイボートでクジラを探しに行くのが恒例となった。今年は海況もよ

憧れの沖縄、南の島でボート遊び

神戸から移住してきた岡田さんファミリー。右から充夫さん、長男の長門(ながと)くん、妻のかおりさん、長女涼月(すずつき)ちゃん、次男の飛龍(ひりゅう)くん



マリーナから出航して10分ほどで、釣りのポイントに到着。この日は周りには誰もいなかった。沖縄の海を独り占めしている気分になれる





取材した日は風が強く、沖合いにあるポイントに行けなかったが、タイラバを落として1投目にヒットした



トローリングでゆっくりとボートを流すことも多い。岡田さんは、のんびりと海の上で過ごすのがボートで遊ぶ最大の目的と話す

く、クジラに出会うことができたそうだ。

SRV23は、神戸にいたときから乗り続け、SF38は中古で手に入れたものを、神奈川県の横浜から自ら操船し、回航した。この時も家族5人で1ヶ月ほどかけて、寄港地での温泉巡りや地元のおいしいものを食べるなど観光をしつつ、楽しみながら沖縄までやってきた。所有する2艇とも、船齢は20年を超えるが、まったく古さを感じさせない。デッキやハルも隅々までピカピカに磨かれている。エンジン類も、信頼し



釣れたのは良型のハタ。マリーナを出てすぐの場所で、ある程度のポイントは知っていた岡田さんでさえ、あまりにも簡単に釣れてしまい驚いていた

ている業者に毎月メンテナンスに出している。遊んだあとはもちろん、天候が悪く出られないときも、週末にはマリーナにやってきて、ボートの掃除を家族でしているという。「子供たちは、生まれたときから一緒にボートに乗っているので、最高のクルーです」と妻のかおりさんは笑顔で話す。

魅力あふれる沖縄の海で、週末ごとに家族でボート遊びに興じる。沖縄の雄大な自然のなかで子供を育てて、子供と一緒に楽しく遊んでいる姿は、理想の家族に思えた。



上:愛艇のメンテナンスはプロに任す主義の岡田さん。信頼している南西船舶の中村さんに、船の状態を定期的に見てもらっている



右:帰港したあとは、ていねいにボートを洗う岡田さん。船齢が20年以上たっているとは思えないほどきれいな状態を保っている

立ち寄りマリーナ
1

那覇から20分! 海水浴とリゾートホテルに隣接したマリーナ

糸満フィッシュシャリーナ

近隣の糸満工業団地には造船所があり、船の修理もしやすい。魚や野菜、熱帯果実などの沖縄特産品を売っている道の駅もある



本島の南部にある糸満フィッシュシャリーナは、東シナ海と太平洋、二つの海を手軽に楽しむことができる。那覇空港から、新しく開通したバイパスを使えば車で20分、沖縄について1時間後には、海の上にいることも可能だ。海から戻ってきた後は、首里城や国際通りなど、那覇市内で観光を楽しむこともできる。マリーナのすぐ横には、きれいな白砂の海水浴場、美々ビーチといともんがあり、BBQやマリンスポーツも楽しめる。また屋外、屋内プールを完備しているザンビーチ・リゾートホテルにも隣接しており、リゾートライフを満喫しながらボート遊びを楽しむことができる。

糸満フィッシュシャリーナ

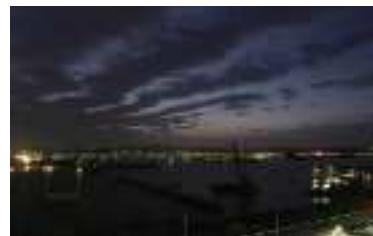
沖縄県糸満市西崎町1-6-9
営業時間:8時~18時(11月から3月までは8時~17時)
定休日:水曜日
アクセス:那覇より国道331号バイパスを南へ。空港から約20分
TEL:098-840-3459



海上係留だけでなく、陸上にも100艇ほど保管されている。台風の多い沖縄では陸上保管を望むオーナーも多い



クラブハウスでは簡単な休憩ができる。2階テラスからはマリーナが一望できる。全国にある海の駅で、ここが最南端



日中には強烈な沖縄の日差しが降り注ぎ、南の島特有の鮮やかな景色がきれいだったが、夕暮れの糸満港もきれいな景色だった

カジキ釣りにシュノーケリング、 沖縄県内最大級のマリーナで南の島の海遊び

宜野湾マリーナ

海上と陸上合わせて636艇の係留ができる
県内最大級マリーナ。15トンクレーンもある
ため大型艇の保管も可能



マリーナから西へ8マイルの距離にあるチービシ諸島は、シュノーケリングやダイビングをするのに適している。さらに西へ向かうと、世界屈指の美しさをの海が広がる慶良間諸島。独特の澄んだ青い海は、ケラマブルーと呼ばれている。憧れの海へ、宜野湾マリーナからだと、ヨットでもボートでも手軽にクルージングが楽しめる。一年を通じて、マリーナ主催のヨットレースやカジキ釣り大会、花火大会などの多くのイベントが開催されている。マリーナ前には大型スーパー、サンエーがあり飲食料品の買い物もしやすい。



人気の沖縄の海に遊びに来る人は多く、ビジャーバースの桟橋には、外来艇がずらりと停泊していた



夕日が傾き始めるころになっても、マリーナ内ではBBQで楽しんでいる人の姿があった。日没後もきれいな風景が楽しめる



マリーナ内に、緑地公園やクラブハウス、レストランがある。向かいには大型スーパー、北側にはコンベンションセンターがある

宜野湾マリーナ

宜野湾市真志喜4-4-1
営業時間：営業時間 8時～18時30分(11月から3月までは9時～17時)
定休日：火曜日 年末年始
アクセス：那覇より国道58号線を北上。沖縄コンベンションセンター横
TEL:098-897-7017

アメリカンビレッジときれいな夕日、いろんなマリンアクティビティの発着場

北谷町フィッシュシャリーナ

ヤマハシースタイルのレンタル艇が2艇ある。マリーナ内にはダイビングなどのマリンアクティビティ用のボートが多数出航している



リゾートホテルが並ぶ沖縄本島の西海岸は、昔から人気のエリアだ。同じ西海岸で那覇空港から車で40分、北谷町美浜アメリカンビレッジは、アメリカ西海岸風のレストランや雑貨、洋服などを扱うショップが多くあり、最近特に人気が高まっている。北谷町フィッシュシャリーナのあるうみんちゅワープは、子供たちの学習施設やBBQが楽しめるエリアもある。地元で取れた新鮮な魚や野菜の直売場もあり、多くの人が利用している。夕日を見に行くサンセットクルーズは通年、冬場にはホエールウォッチングのボートが連日出航している。

北谷町フィッシュシャリーナ

沖縄県中頭郡北谷町美浜54番

営業時間:8時~18時

定休日:年末年始

アクセス:那覇より国道58号を北へ約40分

TEL:098-923-5739



店内の魚屋では漁協直送の魚が買える。イラブチャー（アオブダイ）やグルクンなどの沖縄らしい魚も店先にならぶ



沖縄特産のマンゴーやパンペイやだけでなく、じゃがいも玉ねぎなどの普段使う野菜も販売しているため、地元の人もよく利用する。野菜の詰め放題が人気



新鮮な魚料理が食べられることで人気のレストラン「海華」。定食メニューはその日にあがった魚を使うため日によって変わる



子供たちの学習施設も備えた「うみんちゅワープ」と隣接している。連日買い物客やレストランを利用する人でにぎわっている



魚屋で売られていた魚はレストランで調理してもらうこともできる。イトヨリダイのシママース（塩）煮定食

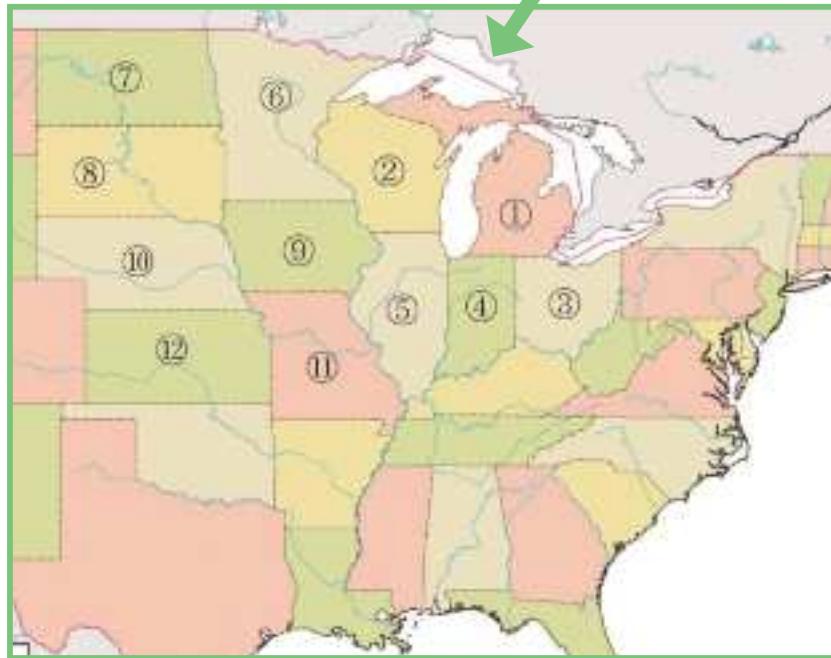
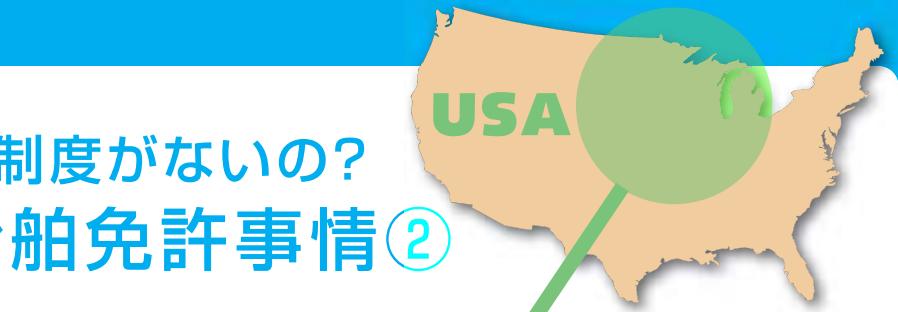
アメリカには免許制度がないの? 世界の小型船舶免許事情②

日本で小型船舶を操縦するためには、ご存知のとおり、小型船舶操縦士の免許が必要です。これは、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に定められています。

では、他の国で小型船舶を操縦するためにはどのような決まりがあるのでしょうか。

本コラムでは、第1回に続きアメリカ合衆国での小型船舶の免許事情を紹介していきます。

今回はアメリカの国勢調査局内、①～⑥の4つの地域区分から、第2地域の内容を紹介します。



州名	条件の有無	内容等
①ミシガン州	有	12歳未満の者は、6馬力未満の動力船は制限なく乗れます。6～35馬力の動力船を操縦する場合はMichigan Boating Safety Certificateが必要であり、16歳以上の監督者も必要です。35馬力以上は操縦できません。1996年7月1日以降に生まれた者は船を操縦するのにMichigan Boating Safety Certificateが必要です。1996年7月1日以前に生まれた者に制限はありません。水上オートバイについては、14歳未満は操縦できません。14～15歳はMichigan Boating Safety Certificateを有し、21歳以上の保護者が同乗するか、21歳以上の保護者から100フィート以内で操縦することが必要です。1978年12月31日以降に生まれた者はMichigan Boating Safety Certificateが必要で、1978年12月31日以前に生まれた者は制限がありません。
②ウィスコンシン州	有	1989年1月1日以降に生まれた者で16歳以上の者が動力船を操縦するにはWisconsin Boating Safety Certificateが必要です。水上オートバイを操縦するには12歳以上でWisconsin Boating Safety Certificateが必要です。
③オハイオ州	有	1982年1月1日以降に生まれた者は、Ohio Boater Education Certificateがなければ10馬力以上の動力船及び水上オートバイを操縦できません。12歳未満は水上オートバイを操縦できません。12～15歳は、Ohio Boater Education Certificateを有し、かつ18歳以上の同乗がなければ操縦できません。16歳以上はOhio Boater Education Certificateがあれば操縦できます。
④インディアナ州	有	15歳未満は10馬力以上の動力船及び水上オートバイを操縦できません。15歳以上はIndiana Boater Education ID Cardが必要です。
⑤イリノイ州	有	10～11歳が10馬力以上の動力船を操縦するには18歳以上でIllinois Boating Education Certificateを有している者が監督することが必要です。12～17歳が同様の船を操縦するにはIllinois Boating Education Certificateを有しているか、有していない場合は18歳以上でIllinois Boating Education Certificateを有している者が監督することが必要です。また、1998年1月1日以降に生まれた者はIllinois Boating Education Certificateが必要です。
⑥ミネソタ州	有	13歳未満は水上オートバイを操縦できません。13歳は21歳以上の同乗もしくは、Watercraft Operator's Permitを有し、21歳以上の者の視界の中にいることが必要です。14～17歳は21歳以上の同乗もしくはWatercraft Operator's Permitを有していることが必要です。12～17歳で25馬力以上の動力船を操縦するには、Watercraft Operator's Permitを有するか21歳以上の者の指揮監督下にあることが必要です。12歳未満はWatercraft Operator's Permitを取得できません。

次回はノースダコタ州、サウスダコタ州、アイオワ州、ネブラスカ州、ミズーリ州、カンザス州の内容を紹介予定です。

環境
教育

「海藻おしば教室」

当協会で海の環境保護を目的として継続的に行って
いる「海藻おしば教室」。

今回は神奈川県三浦市にある三浦市立三崎小学校
で開催しました。

校長の及川先生は「子供たちは海の近くに住んでいる
が、はたして海と親しめているのだろうか?」と疑問に感じ、
海洋教育の一環として「釣りクラブ」を設立しました。釣具
メーカーの協力を得て生徒のライフジャケットを用意してもら
い、活動の際にはサポートをしてもらっているそうです。
「安全に絶対はない。自分達で体験の中から安全に遊ぶ

ためにはどうすべきか、学んでもらいたい。併せて、海の恵
みをいただいていることを感じることで、さらに海に親しむた
めのきっかけ作りにしたい。」とおっしゃっていました。周りを
海に囲まれている三浦市らしい素晴らしい取り組みですね。

実技前のレクチャーでは、「海藻にはどんな種類が
ありますか?」という質問に対し、どんどん手を挙げる子供
たち。「ワカメ! アカモク! のり! 海ブドウ!」と、あつという間
に8つも名前が出てきました。実技では海藻を手に取り、
色や匂い、触感など、体の全てで特徴を感じ取りながら
楽しそうに取り組んでいました。



●海藻おしば教室

開催日：平成29年6月21日

対象：三浦市立三崎小学校

参加者：50名

展示会

「マリンカーニバル2017 in アーバンドック ららぽーと豊洲」

「発見と学び」をテーマに、一般参加の体験型イベントがマリン事業協会主催にて実施されました。

今年で3年目となる本イベントは、小型ボート・ゴムボート・水上オートバイの展示や、特設プールでのSUP(スタンドアップパドルボート)のエクササイズ体験等、盛りだくさんのマリンレジャーメニューが用意され、多くのお客様がご来場くださいました。

当協会は、イベント期間中、小型船舶免許のご案内をメインにブース展開とともに、UMI協議会会員として、関連団体とともにオリジナル缶バッヂの製作などに関わる運営を行いました。



●マリンカーニバル2017 in アーバンドック ららぽーと豊洲

期間：平成29年6月3日(土)、4日(日)

時間：10:00～19:00

会場：三井ショッピングパーク アーバンドック ららぽーと豊洲

主催：一般社団法人 日本マリン事業協会

**体験
乗船会**

「マリンカーニバル2017 in 夢の島マリーナ／若洲ヨットハーバー」

「体験と実感」をテーマに、UMI協議会・マリンカーニバル実行委員会主催の体験型イベントが2会場にて実施されました。

東京夢の島マリーナ（ゆめのしま海の駅）では、ボート・クルーザーヨット・ミニボート・水上オートバイの体験乗船会が開催されました。初日は午後から強風のため中止となりましたが、2日間で合計715名のお客様に体験していただきました。

気軽にマリンレジャーを体験できるイベントとあって、家族連れが多くお越しください、若洲ヨットハーバーでの安全啓発ブースでは、缶バッヂや組ひもの製作に楽しそうに取り組んでいました。

当協会は、実行委員会の実行委員長を務めるとともに、主に若洲ヨットハーバーの受付及び運営補助を実施いたしました。



●マリンカーニバル2017 in 夢の島マリーナ／若洲ヨットハーバー

期間：平成29年6月10日（土）、11日（日）

時間：10:00～16:00

会場：東京夢の島マリーナ（ゆめのしま海の駅）／

若洲ヨットハーバー

主催：UMI協議会、マリンカーニバル実行委員会





海の駅

当協会が事務局として活動を支援している「海の駅ネットワーク」。

平成29年3月31日現在、全国で163駅が海の駅として登録されています。

今号以降、みなさまに「海の駅」の魅力をお伝えしていきたいと思います。

ゆたか海の駅

「海の駅」第1号として認定された「ゆたか海の駅とびしま館」は、平成12年3月に広島県呉市豊町に開館しました。「ゆたか海の駅」はどなたでも利用できる船舶係留施設で、食事・水の補給・シャワーなどの一般施設に加え、宿泊もできます。季節に合わせ、みかん狩りや旬な海の幸を堪能し、散策を楽しみながら、ゆっくりと「島」を感じてください。



●ゆたか海の駅とびしま館

〒734-0301 広島県呉市豊町大長 5992-86 TEL:0823-67-2377 FAX:0823-67-2378

34° 11.295' N 132° 51.193' E

営業時間: 9:00 ~ 19:00

[アクセス]

車の場合: 山陽自動車道河内ICから国道432号⇒竹原港からフェリー⇒垂水港or白水港⇒大崎上島～陸路～明石港からフェリー⇒豊町小長港(約1時間40分)

電車の場合: JR竹原駅からバス7分⇒竹原港⇒大長港(高速船40分)約55分

<http://habushosen.com/yutaka-2>



こしき・てうち海の駅

東シナ海の列島「こしき」にある「こしき・てうち海の駅」は、鹿児島県薩摩川内市下甑町手打61に位置し、三方を海に囲まれた、クルージングに最高の立地です。観光遊覧船やスキューバダイビングなど、海にちなんだアクティビティを楽しむことができます。

2016年4月23日に旧手打港旅客待合所をリニューアルした手打地域活性化施設「てうちん浜や」がオープンしました。地元の食材を有効に生かした食事を、お楽しみいただけます。



●手打地域活性化施設「てうちん浜や」

〒896-1601 鹿児島県薩摩川内市下甑町手打61 TEL:09969-7-0005

31° 30' N 129° 45' E

営業時間：9:00～17:00 (レストランは、11:00～15:00 ※ラストオーダーは14:30) 定休日：火曜日

[アクセス]

川内港～長浜港まで高速船（最短50分）、串木野新港～長浜港までフェリー（最短75分）長浜港から「甑かのこゆりバス」で『てうちん浜や』へ（約25分）

<http://www.koshiki-teuchi.com>

ビジターバス数：約2隻 ビジター利用制限：事前に連絡、予約お願ひします。

ビジター利用料金：24時間まで無料。34ftまで2,000円（以降24時間毎、税抜き） 34ft以上3,000円（以降24時間毎、税抜き）

体験
乗船会

「誰でも楽しもう 霞ヶ浦 こどもの日大会」

茨城県の霞ヶ浦・ラクスマリーナで年に4回開催されている「誰でも楽しもう霞ヶ浦」。

障がいのある方もない方も一緒に、マリンスポーツを楽しもう!というイベントで、ボランティアスタッフが操縦するボートやヨットに乗ったり、自らがカヌーやディンギーを操縦したりしながら、霞ヶ浦の自然を感じることができます。

今回体験ができた船は、実技試験艇・モーターボート・クルーザーヨット・調査船・和船・カヌー・ハンザディンギー・ドラゴンボート・SUPとレパートリーに富んだ内容で、これだけの種類の船も一度に体験できるのはこのイベントならではないでしょうか。



●誰でも楽しもう 霞ヶ浦 こどもの日大会

開催日:5月5日(金)

開催場所:ラクスマリーナ 茨城県土浦市川口

主催者:主催 セイラビリティー土浦 共催 株式会社ラクスマリーナ

参加者:大人 122名、子供 91名、

スタッフ(ボランティア含む) 64名、内 試験艇乗船者 25名

参加障がい者:肢体不自由 5名、聴覚 21名、視覚 3名、知的・精神 3名

次回:「体育の日大会」平成29年10月15日(日)、10:00 ~ 15:00

瀬戸内海に面し、気候穏和で自然に恵まれた呉にて

平成29年度 海の駅ネットワーク通常総会を開催

平成29年7月10日(月)、

広島県呉市にある「くれ海の駅(クレイトンベイホテル)」にて
海の駅ネットワーク通常総会を開催いたしました。



呉市内にあるアレイからすこじま公園

広島県呉市にて海の駅ネットワーク通常総会を開催。全国から23名の海の駅会員様、関係各省庁様、関係者他総勢53名の方々にご参加いただきました。呉市市長でもある小村会長より冒頭挨拶を頂戴し、つづいて佐々木理事長(株式会社 ササキコーポレーション代表取締役社長)のご挨拶のあと、事務局より、平成28年度の事業報告をしました。内容につきましては各連絡会におけるイベント出展、販促ツール等による広報活動の実施、海フェスタ開催エリアとして東日本クルージングマップの制作、広報活動の実施について報告させていただきました。

広報活動の成果につきましては、海の駅ホームページのアクセス数増加、ブログによる海の駅会員新着情報提供、海の駅通信(海道通信)、テレビ放映対応などの成果を説明。

平成28年度は、かごしま・あくね海の駅【鹿児島県】、せいよし・みかめ海の駅【愛媛県】、よこすか・ふかうら海の駅【神奈川県】、かまがり海の駅【広島県】、いまばり・いのくち海の駅【愛媛県】、もんべつ海の駅【北海道】、はまなこ・みっかび海の駅【静岡県】、おおさかふくしま・中之島ゲート海の駅【大阪府】、わかさ・おばま海の駅【福井県】以上9つの海の駅が認定された旨紹介。海の駅登録の状況は、平成29年3月31日現在は全国

で163駅になっております。引き続き決算報告、平成29年度の事業計画及び予算の承認を得ることができましたこと、ここにご報告します。

また、救助事業部日高部長より、九州BANのサービスエリア拡大について説明をさせていただきました。

通常総会後には、研修会を開催。株式会社ナビ代表取締役社長永井様による「SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)についての活用方法」、日本経済新聞社日経グローカル編集グループ樋原様による「日本におけるクルージングサービスの現状と将来」についてご講義いただきました。その後、クレイトンベイホテル内にて交流会を行い、海の駅会員様、関係者様との親交を深めました。



海の駅ネットワーク会長の小村呉市長

平成29年度海の駅ネットワーク通常総会

■開催日: 平成29年7月10日(月)

■開催場所: くれ海の駅(クレイトンベイホテル)

広島県呉市築地町3-3

TEL: 0823-26-1111(代表)

試験事業についてくわしくご紹介します 小型船舶操縦士（ボート）免許 なんでもQ&A

操縦免許とは？

日本で小型船舶を操縦するためには、小型船舶操縦士の免許（操縦免許）が必要です。操縦免許は、小型船舶操縦士国家試験に合格した者に与えられます。

免許を取ると？

ボートや水上オートバイを使った遊びは、行動範囲を広げ、爽快感を味わえるとともに奥行きの深いもので、年々愛好者が増加しています。一度しかない人生で、ボートや水上オートバイに乗って海で遊ぶ楽しさを知らないということはもったいないと思います。免許を取るという最初の一歩だけ勇気を出して踏み出せば、素晴らしい世界があなたを魅了することでしょう。

どんな種類があるの？

航行区域によって分かれています。ボートに乗るための一級・二級、水上オートバイに乗るための特殊に大別できます。下図を参照してください。

何歳から取れるの？

試験が始まる日の前日までに、次の年齢であれば受験できます。免許はそれぞれ18歳、16歳から取得できます。

一級

17歳9ヶ月以上

二級・二級湖川・特殊

15歳9ヶ月以上

試験申請の方法は？

試験開始日の20日前から7日前までが申請期間となります。各地方事務所で受け付けています。後ほど紹介するボート免許スクールに通った場合は、申請を代行してもらいます。

試験の内容は？

試験は、身体検査・学科試験・実技試験を行います。通常は、一日で全ての試験を行います。

● 船舶の種類及び航行区域



試験は3種類

① 身体検査

試験当日の試験会場において下記項目について検査を行います。次の基準を満たしている必要があります。

1. 視力

両眼ともに0.5以上(矯正可)

一眼の視力が0.5未満の場合、他眼の視力が0.5以上であり、かつ、その視野が左右150度以上であること。

2. 色覚

夜間において船舶の灯火の色(赤、緑、白)を識別できること

赤・緑・白の灯色の識別について検査します。

3. 聴力

5m以上の距離で話声語^{*}の弁別ができるこ

(補聴器可)

^{*}普通の大きさの声音

4. 疾病及び身体機能の障害

軽症で業務に支障をきたさないと認められること

身体検査について心配な方は最寄りの地方事務所へご相談ください。

② 学科試験

出題形式は四肢択一

※二級湖川のみ正誤式

一級

[試験時間] 140分

[試験科目及び問題数] 64問

小型船舶操縦者の心得及び遵守事項(12問)、交通の方法(14問)、運航(24問)、上級運航I(8問)、上級運航II(6問)

上級運航Iは海図作業がありますので筆記用具以外に三角定規、ディバイダ、コンパスが必要です。

二級

[試験時間] 70分

[試験科目及び問題数] 50問

小型船舶操縦者の心得及び遵守事項(12問)、交通の方法(14問)、運航(24問)

二級(湖川小出力限定)

[試験時間] 30分

[試験科目及び問題数] 30問

小型船舶操縦者の心得及び遵守事項(10問)、交通の方法(8問)、運航(12問)

特殊

[試験時間] 50分

[試験科目及び問題数] 40問

小型船舶操縦者の心得及び遵守事項(12問)、交通の方法(10問)、運航(18問)

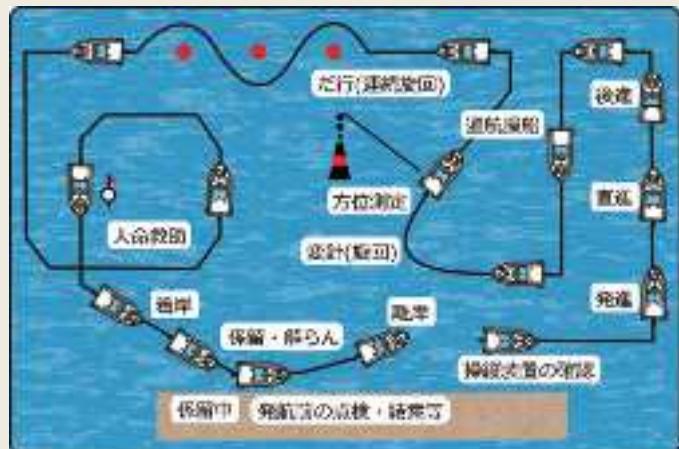


③ 実技試験

一級・二級

[試験船] 長さ4～9mの船舶

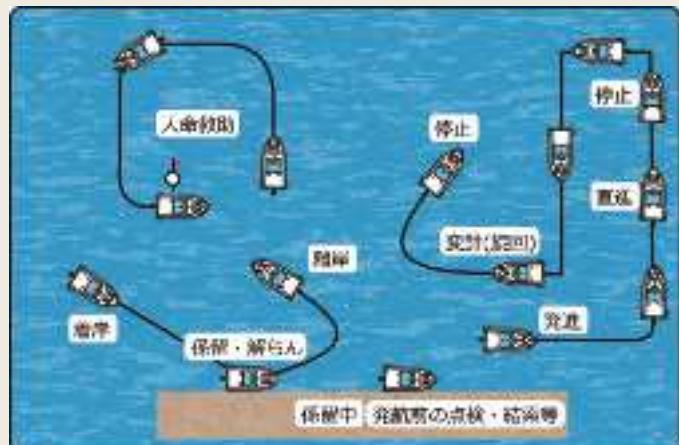
[試験科目] 発航前の点検、機関運転、トラブルシューティング、解らん・係留、結索、方位測定、発進・直進・停止、後進、変針(旋回)、蛇行、人命救助、避航操船、離岸、着岸、安全確認



二級（湖川小出力限定）

[試験船] 長さ3～9mの船舶で出力15kW未満の船外機

[試験科目] 発航前の点検、機関運転、解らん・係留、結索、発進・直進・停止、変針(旋回)、人命救助、離岸、着岸、安全確認



特殊

[試験船] 3人乗りの水上オートバイ

[試験科目] 発航前の点検、結索、機関運転、発進・停止、コース走行、人命救助、安全確認



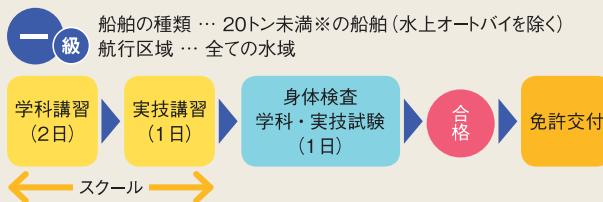
小型船舶操縦士の国家試験は、全国9箇所にある各地方事務所が、全国各地で実施しています。さまざまな場所で試験を行っていますので、意外とお住まいの近くで免許を取ることができます。自動車の免許に比べ、練習する時間を考えても非常に短期間で操縦免許を取得することができます。

ボート免許にチャレンジしてみよう!

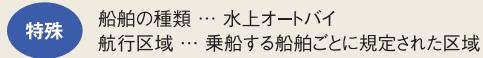
① ボート免許スクールで

通常、国家試験を受験する前に何かしらの方法で事前に勉強をすることになります。一般的には、マリーナ運営やボート販売等を行う企業、又は専門の免許スクールの講習を受講し、試験を受けるといった流れになります。試験合格に向け、さまざまな講習カリキュラムがあります。日程や料金もスクール毎で異なりますので、ご自身に合ったスクールを選びましょう。スクールは全国各地にあります。この小型船舶操縦士国家試験は、他の国家試験に比べ非常に合格率が高く、免許スクールに通って、短期間で気軽に受験できることが魅力のひとつでもあります。

免許取得までの流れ



※一、二級では一定の条件を満たした20トンを超える24メートル未満の船舶に乗船することができます。



よくあるQ&A

Q 試験って難しいですよね??

A 誰でもはじめは初心者です。
「わたしなんて無理!」と思わず、まずはお近くのボート免許スクールにご相談ください!
専門のインストラクターが分かりやすく丁寧に教えてくれます。合格率も高くて安心です。

Q 免許を取っても乗る機会がないですよね??

A 免許はあくまで入口にすぎません。免許を取った後はお手軽なレンタルボートを借りてどんどん遊びましょう!
クルージングや釣り、ウェイクボードなど遊び方は様々です。
ボート免許スクールでは免許を取るだけでなく、その後の遊び方もサポートします。

② じっくり時間を掛けて

国土交通省に登録されている、登録小型船舶教習所に入校して免許を取得する方法もあります。法律で定められたカリキュラムを履修し、国家試験と同じ内容の修了試験に合格する必要があります。

小型船舶操縦士の試験に関する詳細は下記の各地方事務所へお問合せください

北海道事務所

小樽市色内1-9-1（松田ビル）
TEL:0134-32-5123

東北事務所

塩竈市港町1-4-1（マリンゲート塩釜）
TEL:022-364-2281

関東事務所

横浜市中区本町4-43（A-PLACE馬車道）
TEL:045-201-1222

信越事務所

新潟市中央区堀之内南3-1-21（北陽ビル）
TEL:025-283-1996

中部事務所

名古屋市中区平和1-23-16（ミタチ第2ビル）
TEL:052-331-0185

近畿事務所

大阪市都島区片町1-5-13（大手前センチュリービル）
TEL:06-6882-5846

四国事務所

高松市天神前10-1（高松天神前ビル）
TEL:087-837-6399

九州事務所

北九州市門司区港町6-2（九州ビル）
TEL:093-332-1537

沖縄事務所

那霸市前島2-21-13（ふそうビル）
TEL:098-861-0474

ボート免許の強い味方、 地方事務所をご紹介します

(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会は、ボート免許関連の業務を担当する窓口として、全国に9つの事務所を備えています。今号で紹介するのは、近畿事務所と東北事務所。それぞれのエリアの特徴や最近の活動内容についてレポートします。

File. 5

近畿事務所

大阪のど真ん中で
がんばってまッセエ!

大阪城や外濠、大川を 臨む眺望の良い所で業 務を担当

大阪城の北側、高層ビルのそびえる大阪ビジネスパークの西側に、近畿事務所が入居する大手前センチュリービルはあります。

当初、ジンベイザメで有名な海遊館の目の前の大阪港に居を構えていましたが、平成9年12月、地下鉄谷町線・京阪電車天満橋駅、JR東西線大阪城北詰駅の両駅から徒歩圏内で、アクセスの便利な都島区片町の現在の場所に移転してきました。

窓から大阪城や外濠、大川を臨む眺望の良いきれいなオフィスで、隣には約100名を収容できる試



験・講習会場があります。ここで行われる学科試験、更新講習、そして遊漁船業務主任者講習に、年間およそ一万人の方が参加されていて、近畿運輸局も近いことから、利便性の高さに好評を得ています。

近畿事務所は、近畿2府5県（大阪府、京都府、福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県）だけでなく、中国地方の3県（岡山県、鳥取県、島根県）をも管轄する全国一の広域管轄拠点で、10府県を飛び回って業務を行っています。

利便性、安全性が向上 また食い倒れの町が魅力

人口の多い大阪市内に実技試験会場があるのが強みで、一・二級の実技試験を実施する大阪市西淀川区にある神崎川・千船試験場は、高い防波堤に囲まれた、波風が弱く、荒天での中止が少ない、非常に試験環境の整った会場です。平成28年5月から同河川で行われていた南海トラフ地震に備えての大規



模な護岸補強工事も終わり、更に安全性が増しました。

当事務所では、①明るく笑顔で親切丁寧な対応、②受験しやすい試験と受講しやすい講習、③関係機関、協力業者との適切な連携を合言葉に、事務所職員12名で日々の業務にあたっています。ボートのはなし始めたくなったら、是非お立ち寄りください。

最後に、ご存知大阪と言えば「食い倒れの街」です。最近、転勤してきた二人の新人に聞いたところ、食べ物屋がどこも美味しいと喜んでいました。特にここっていうところはまだ見つけていないようですが、はずれが無い、手ごろな値段で満足な量と味にありつけると手放しで誉めちぎっていました。大阪人としては、当たり前のことですが・・・。だって、美味しい店は早々につぶれてしましますからね。

近畿事務所

〒534-0025 大阪府大阪市都島区片町1-5-13
大手前センチュリービル2F
TEL : 06-6882-5846
FAX : 06-6882-5848
受付時間：9時～12時、13時～17時（土日祝・年末年始を除く）

File. 6

東北事務所

震災前の活気を
取り戻すつべ!

東北の自然を満喫しながら、日々の業務を担当

東北事務所がある宮城県塩竈市は、東北随一の都市、杜の都・仙台市の東に位置する古くからの港町です。事務所が入居しているマリィゲート塩釜は、遊覧船・観光船のターミナルビルであるため、窓からは塩釜港が一望でき、目の前の桟橋から出港していく遊覧船・観光船の汽笛やカモメの鳴き声を聞きながら、日々の業務を行っています。

地元・宮城県以外にも、青森県から福島県までの、東北6県のすべてを管轄し、広域を担当しながら

も試験員2名、事務員2名の少數精銳体制で皆様をお出迎えしています。

塩竈市の実技試験は、松尾芭蕉が俳句に詠んだことで知られる風光明媚な松島湾で行われます。塩釜港内にあるマリーナ「くろしお北浜マリンベース」を出港し、松島の名産で知られる牡蠣やワカメの養殖いかだを延々と眺めながら、試験水域まで3マイルほどの距離を移動します。試験中ゆえ、海を満喫しながら、というわけにはいきませんが、全国的に見てもこのような長い距離を移動しての実技試験は稀で、受験者にとっては小航海を体験しながらの受験となり、試験を終える頃にはあたかも自分の実力が大いにあがったように感じるそうです。

首都圏からも訪れるマリンレジャーのメッカ

もちろん、宮城県以外にも魅力的なロケーションの試験会場はたくさんあります。特に福島県を代表する湖である猪苗代湖は、みちのくのレジャーボートや水上オートバイをはじめとする様々なマリンレジャーの



メッカであり、栃木県や新潟県、宮城県などの近隣だけでなく、首都圏からも大勢のプレジャーボートユーザーが集まります。国家試験の受験希望者も多く、夏場のハイシーズンには、お隣の信越事務所の力を借りて試験業務を実施するほどの大盛況となります。

先の東日本大震災で大きな被害を被った岩手県、宮城県、福島県の沿岸部は、震災後6年を経過し、徐々に復興しつつありますが、残念ながら震災前の状態にまで戻ったとはいえないのが現状です。東北事務所スタッフは「頑張ろう!東北」の精神で、「震災前の活気を取り戻すつべ!」を合言葉に、今後もボート免許に関する海洋レジャーの活動を通して、東北の復興に貢献できるように頑張っていきます。



東北事務所

〒985-0016
宮城県塩竈市港町1-4-1 マリィゲート塩釜2F
TEL : 022-364-2281
FAX : 022-364-2287
受付時間：9時～12時、13時～17時（土日祝・年末年始を除く）



全国 ボート免許 試験会場めぐり

第3回

初めて船で遊ぶという方にも、安心して楽しめる

伊勢湾マリーナ

「試験会場めぐり」の第3回目は、昨年8月に同じ三重県四日市港内で移転し、リニューアルオープンした「伊勢湾マリーナ」です。

名古屋から車で30分、JR関西本線・富田駅から徒歩約20分の場所に位置するこのマリーナは、ゴルフやトラベル事業も手がけるカネニ総業株式会社のマリーナ部門として昭和44年4月に設立されました。

——昨年の移転に伴って何か変化はありましたか？

渡部：移転先は目と鼻の先でした。しかし、住宅街の中への移転でしたので、まずは近隣住民のご理解を頂くことが大切です。ですので、日々、近隣住民を招いて体験乗船会を実施しようと思っています。

小型船舶操縦士国家試験会場として、操縦免許証（当時は海技免状）の更新制度が導入された昭和58年から今日までの長きにわたり、当協会と共に歩んで参りました「伊勢湾マリーナ」です。マリーナの紹介にあたり、専務取締役の渡部洋丈様にお話をうかがいました。

移転により、マリーナの設備や施設はほとんど新しくなり、オーナー様にも、好評を博しております。ただ、駐車スペースが以前に比べ狭くなってしましましたので、免許教習、国家試験、更新講習、レンタルボートの貸出しといった日程が重なってしまうと、駐車スペースの確保が難しくなります。これからは課題ですね。

——立派なバーベキュースペースが目を引きますが・・・。

渡部：移転前は浮桟橋に設置していたのですが、今回はスペースの関係上、陸上に設置しました。敷地面積は狭くなってしまいましたが、色々なアイデアを集め、どうすればオーナー様に楽しんでいただけるか、また、新規のお客様にも興味を持っていただけるかを常に考えています。先日も講習で初めてマリーナにお越しいただいた方に、「今度使ってみたい！」とのお言葉をいただき、作ってよかったですと実感できました。

——とてもリーズナブルにレンタルボートを満喫できると伺いました。

渡部：おかげさまで、嬉しいことに毎



伊勢湾マリーナ専務取締役の渡部洋丈さん

年会員数は増加しています。レンタルボートの数もある程度揃えてはいるのですが、予約でいっぱいになってしまることが多々あります。一般の方々は「お金がないと乗れない」というイメージを持たれています。そのイメージが先行してしまって、船に乗って遊ぶという選択肢が無くなるのはあまりにももったいないと考えました。そこで当マリーナでは月会費及び年会費を無料とし、レンタル料金もかなり抑えました。価格を抑えたからといって、船のメンテナンスやサービスは一切手抜きをしていません。いつでもきれいな船で釣りやマリンスポーツを楽しんで



いただけるように心掛けています。

初めて船で遊ぶという方には、レクチャーもいたしますので、安心してお楽しみいただけます。是非一度来て頂けたらと思います。

——最後になりますが、今後のマリンレジャーについての展望をお聞かせください。

渡部：不景気のあおりで、一昔前に比べるとマリンレジャーそのものが少し衰退してしまったかもしれません。

それでも中部地方は全国的に見てもマリンレジャーが活発な地域です。中部地方の特色を発信して、全国的にマリンレジャーが普及し、受け容れられるようにしていきたいものです。

そのためには、体験乗船会等を実施してより多くの人に、海や船と触れ合う時間を作ることが大事です。もちろん当マリーナでも地域の皆様に楽しんでもらえる体験乗船会などのイベントを計画しています。

また全国的に問題になっている「不法係留」問題にも真剣に向き合っていきたいと思います。この付近にも多数見受けられますが、マリーナが中心となって不法係留船を整理して景観を整えることで、またひとつ、一般の方々のマリンレジャーに対するイメージが良くなると考えています。

マリンレジャーをもっと手軽に、そして安全に誰でも楽しめるような環境作りを実現するため、伊勢湾マリーナスタッフ一同、全力で取り組みたいと思います。

*



今回紹介した伊勢湾マリーナは、小型船舶操縦士国家試験会場や、免許教習といったボート免許事業以外にも、レンタルボートやダイビングライセンスまで幅広くマリンレジャーを楽しむための事業展開をしています。

この記事をご覧になった、これからボートの免許を取りたい、マリンレジャーを満喫したいという方は、アットホームな雰囲気の伊勢湾マリーナに、是非足を運んでみてください。

伊勢湾マリーナ

〒510-8001 三重県四日市市天力須賀1丁目8-26
TEL: 059-364-0100 FAX: 059-364-0102
営業時間: 8:20 ~ 17:30 定休日: 年中無休
<http://www.isewanmarina.com/>

小型船舶操縦免許証の更新・失効再交付講習

操縦免許は人に与えられた「資格」で、取消し処分を受けない限り終身有効です。操縦免許証は免許を与えられている「証明書」で5年間の有効期間があります。有効期間が過ぎると効力を失うので操縦免許証の更新が必要となります。また、有効期間が過ぎてしまって効力を失うと船長として乗船することができません。このような場合は、操縦免許証の再交付を受けることで再び、乗船できるようになります。

■更新講習・失効再交付講習の受講手続きや開催日程については、

コチラ→ [JMRA](#) 

■問い合わせ先はP.25下段の地方事務所一覧をご覧ください。

■ここでは更新を行う際の流れについてご案内致します。

手続き方法 更新手続は、有効期限の1年前から行うことができます。

1 受講申込み

海事代理士に依頼する
(要代行手数料)

ご本人が行う場合

①インターネット ②郵送 ③JMRAの窓口
いずれかの方法で行う

2 講習を受講

会場に操縦免許証を持って集合

①身体検査を受けます。(人数によりますが概ね30分)

身体検査に合格しないと講習を受講できません。眼鏡や補聴器が必要な方は、必ず準備してください。

②次に講習を受けます。(更新の方は約1時間、失効の方は約2時間半)

講習を修了した方には、身体検査証明書・修了証明書が交付されます。

※講習を受けただけでは、免許証は更新(再交付)されません。

3 申請手続き

海事代理士が
運輸局等への
申請手続きを
代行します。

ご本人が運輸局等で申請手続きを行います。

手続きは、次のいずれかの早く来る期日までに行ってください。

①操縦免許証の有効期限

②身体検査証明書・修了証明書の有効期限(3ヶ月間)

申請方法(いずれかの方法で)

①運輸局等の窓口へ本人が持参 ②運輸局等へ郵送

海上特殊無線技士養成講習会のお知らせ

海上では、海の安全に関する情報を取得するための通信手段として、

主にラジオや携帯電話、スマートフォン、国際VHFなどが用いられます。

いざという時に備え、信頼のおける安定した通信手段として、国際VHFを利用しましょう。

国際VHFはこんなにメリットがたくさん!

- ①携帯電話のサービスエリア外でも通信が可能
- ②混雑時に通信制限がかかる携帯電話と違い安定しているので、災害時にも安心
- ③旅客船やタンカーとも直接通信ができるので、航行時の安全に役立つ
- ④落水やケガ、急病などの緊急時に、すぐに救助を呼べる
- ⑤海上保安庁から注意・警報などの情報が届く

国際VHFの運用には海上特殊無線技士の資格と無線局の開局手続きが必要です。

JMRAでは海上特殊無線技士養成講習を次の日程で開催しています。

この機会に取得されますよう、ご案内申し上げます。

予定

平成29年12月3日(日) 第三級海上特殊無線技士

神奈川県横浜市(A-PLACE馬車道・大会議室)

平成30年1月28日(日) 第二級海上特殊無線技士(短縮) 神奈川県横浜市(A-PLACE馬車道・大会議室)

第14回 船の文化検定ふね検

ねえねえ「ふね検」って知ってる?
"船"にまつわる歴史や文化など
深く広く知識を習得できる試験なんだ
今、私「船博士」になるため猛勉強中!
みんなも一緒に受けてみませんか



シップリンク

開催日 2017年

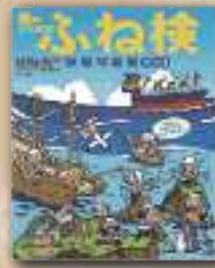
11月12日 (日)

試験地 小樽市、塩竈市、新潟市
東京都、横浜市、常滑市
神戸市、松山市、広島市
北九州市

公式問題集好評発売中!

「船の文化検定ふね検 試験問題集NEO」

A5版 272頁
定価:¥1400+税





IBWSS 2017に参加して

※IBWSS=International Boating & Water Safety Summit

北海道事務所 根上 宜久
試験部監理課 佐藤 徳芳

海洋レジャー Vol.1のコラム中でIBWSSについて紹介しましたが、今回は2017年4月23日から26日までの4日間、フロリダ州セントピーターズバーグにて開催されたIBWSS2017の様子についてレポートします。

米国では船舶を操縦する場合の基準が各州で異なります。州法で独自性を持つつ、入り口の垣根をあえて

高くせず Welcomeな姿勢は、アメリカのイメージそのものと言えるかもしれません。

とはいっても、ボート関連の不幸な事故はアメリカでも発生しており、事故を減らすために各州のルールを尊重しつつも、官民一体となり問題を解決しようとするスタイルで、その時の最良選択をしようと官も民も、遠慮なく意見を出し合います。

IBWSSは今回で21回目を迎え、今年も全米各地からだけでなく、カナダ・ニュージーランド・ドイツ・日本など世界各国からの参加がありました。Summit(サミット)というのは日本語で言う頂上会議であり、USCG(米国沿岸警備隊)や船舶教育機関だけに限らず、カヌー、カヤック、SUPなどの非動力水上アクティビティの団体やボートスカウト、水路機関、陸軍工兵隊、はたまた気象関係の団体なども参加していました。年1回、定期的に水上



世界各国から100名以上が参加



左：エッカード大学での消火訓練体験
上：飲酒操縦被害者による基調講演

安全に関わる様々な団体が集まり、問題点や解決策を共有することは、水上安全を推進する上で価値が高いものと思われます。

IBWSSでは、必ずしも全員が同じ内容の会議に参加する必要はなく、それぞれ自分に関係がある内容や、興味があるセッション(分科会)に参加する方式です。屋内の会議場だけでなく、屋外に移動して実際に乗船・体験するなど、密度の濃いものばかりでした。

また基調講演として、飲酒運転(操縦)による被害者として困難な道のりを歩まれた、2名の女性のお話は、満場の拍手を浴びるに値する胸を打つ内容でした。

会議3日目のプログラムにあった、会場から数km離れたフロリダ州 エッカード大学SAR部(Search and Rescue;学生54名)の活動見学の際には、学生にもかかわらずシフト制で24時間365日のレスキュー・サービスを無償で提供するというおよそ日本では考えられない活動を実施していることに、参加したアメリカ人達ですら驚いていました。

活動は、本格的かつ実戦的で、溺水者救助だけでなく、消火活動や転覆している船の復原や浸水した船の排水作業を実際にを行うなど、そこに「本気で救助する」という強い意志を感じることができました。何事もアドレナリンをもって臨む姿勢、失敗を恐れずチャレンジするフロンティア精神などは、現代のアメリカ人にも息づいていると感じました。

最終日には、ボートの安全運航に貢献した、団体への表彰が行われ、参加者全員が受賞を心から祝福・称えるなど、全員が主催者側となり会議を構成しているという一体感を感じました。

今回、参加日数は1週間に満たず、アメリカの良い点ばかりが印象に残ったのですが、他国との良い点を評価し取り入れることは、国柄に関係なく進めると強く感じました。

一方、日本では、日本版IBWSSとも言える第2回水上安全運航サミット(JBWSS)が6月11日に帝京平成大学中野キャンパスで開催されました。今回は、国土交通省、海上保安庁、水難学会、マリンスポーツ財団、当協会の共催で行われ、官民一体で水辺の安全を考える貴重な機会となりました。



日本からは、海上保安庁、マリンスポーツ財団、当協会が参加

夏の北海道

石狩湾 小樽～余市クルージング

「海洋レジャーボートティング」

古くから北海道有数の港湾都市として
発展してきた小樽市。
ニシン漁の際に唄われた民謡
「ソーラン節」発祥の地とされる余市町。
そんな2つの街を海でつなぐ、
交流クルージングイベントに参加しました。

7月1日～2日、小樽港マリーナ主催のオーナーイベント、「小樽市～余市町交流合同クルージング」に当協会も参加しました。この企画は2012年に始まり、今回が6回目となる小樽港マリーナ恒例のイベントです。

合同クルージングといってもオーナーの方々が一緒にクルーズするわけではなく、ヨット、ボートそれぞれのポテンシャルにあわせてめいめいでスタート、ヨットはのんびりとセーリング、ボートは釣りを楽しみながら余市港に夕方頃集合という比較的ゆるやかなクルージングイベントです。

当協会の職員はマリーナ艇「マリンウェーブⅢ号（ヤマハPC-41）」に同乗させていただき、小樽港を出港。小樽港マリーナ角野専務からの依頼を受け、当協会の職員が操船を担当、祝津港近くの鯨御殿（平成22年に登録有形文化財に指定）、窓岩、青の洞窟を海から見学、小樽の海ならではの絶景クルージングを体験し、どこか懐かしく味わいのある忍路港を望みながら、今回集合地の余市港に入港しました。



上：ライフジャケット着用の補助をしました
右：体験乗船では家族での参加が目立ちました



自然が作り出した迫力の
断崖絶壁「窓岩」

入港後は休む暇なく、オーナー艇の入港の指示や、それぞれの艇の帆いをとりながら、参加艇全19艇を余市港への着岸をお手伝いしました。

夕方より当イベントの最大の楽しみ、ニッカウヰスキー余市蒸留所ニッカ会館での懇親会に参加し、小樽マリーナスタッフ、余市町関係者、オーナーとの交流、情報交換などをしながら親交を深めました。また、懇親会の締めとして佐久間理事長が挨拶し、海洋レジャーの普及、小型船舶免許の案内、BAN事業についてなど、当協会の事業も説明させていただきました。

翌日は、地元余市町の皆様を迎えての無料体験乗船会が開催されました。こちらは小樽港マリーナと余市町の共同企画で、今回のメインイベントになります。オーナーの方々はボランティアとして協力し、当協会職員は参加者のライフジャケット着用のお手伝いや、オーナー艇出航の補助を担当しました。

余市町の参加者はオーナー艇にそれぞれ乗船し、ダイナミックな石狩湾に出て、ボートからニセコ積丹小樽海岸



上左：クルーズイベントを企画した小樽港マリーナ 角野専務
上右：今年もご協力いただいた余市町経済部農林水産課 細山課長
下左：小樽港マリーナオーナーズクラブ 佐藤会長
下右：懇親会で挨拶する当協会 佐久間理事長



各艇、余市マリーナに到着



ニッカウヰスキー北海道工場・余市蒸溜所

国定公園内の奇岩、ローソク岩を見学しながら約30分のポートクルージングを楽しみました。

参加者は初めてのポートクルージングを体験してとても大切な思い出ができたと喜んでいました。

当協会は、このような海洋レジャーの普及活動に賛同し、参加及び協力をていきたいと思っております。



左：祝津、鯨御殿、日和山灯台
右：自然が作り出した美しい湾にある忍路漁港

小樽港マリーナ 株式会社マリンウェーブ小樽

マリーナ近くには日帰り温泉やスーパーを含むショッピング施設、映画館も有りとても便利です。

〒047-0008
北海道小樽市築港5番7号
TEL: 0134-22-1311
FAX: 0134-22-1337
E-mail: info@mw-otaru.jp

営業時間／ 4～9月(平日9:00～18:00・日祝日8:00～18:00)、
10～3月(9:00～17:00)
定休日／水曜日(祝日の場合は、翌日木曜日)



世界のどこの海にいても・・・

ACR レスキュー・リンクプラスは、
日本の電波法で認可を受けた唯一の PLB です



PLB (Personal Locator Beacon) は、

人工衛星を使った世界共通の正式な個人用遭難信号発信器。
船舶用（イーパーブ）や航空機用（ELT）と同じシステムです。
個人で登録し、ヨットやボート、カヤック等で使えます。
急な落水やダイバーの漂流にも対応。
手のひらに乗るコンパクトサイズながら、世界のどこの海に
いても遭難信号を救助機関に届ける事ができます。



ダイバー用耐圧防水キャニスター
180m 防水仕様で、PLB をスキューバダイビング
に携行可能。PLB 本体とは別売

販売される ACR ResQ Link+ は、日本の技術基準適合証明を取得し、識別番号の先頭に日本の国番号が入力された日本向けモデルとなります。技術基準適合証明を取得していない海外流通モデルを国内で使うことはできません。

- 使用にあたっては、無線局の免許が必要となります。
免許の申請から交付まで、約1ヶ月かかります。
免許の取得には 4,600 円が別途必要です。また、年間 500 円の電波利用料がかかります。月額の使用料等はかかりません。
- 使う人の資格（無線技士免許等）は必要ありません。
- 個人に交付される免許のため、免許を受けた本人しか使えません。
- 使用エリアは世界の海域で、海上のみで使うことができます。



PLB について、
詳しくは左記ホームページ、もしくは
seaplaza.jp
からご覧頂けます



マリンショップ・KAZI シープラザ
MARINE SHOP
SEAPLAZA BAN/DAN 会員割引！

マリンショップKAZIシープラザ(実店舗・WEBショップ・通販)では、BAN 会員および DAN JAPAN 会員の方は、商品が割引価格でご購入いただけます。

www.seaplaza.jp

レジにて BAN/DAN の会員証をご提示ください。

ネットショップでの割引適用には、ネットショップ会員登録が必要です。
☆印商品（商品名の先頭に☆印がついている商品、店舗では*印）は割引対象外となります。ACR レスキュー・リンクプラスは割引対象外商品となります。

ACR レスキュー・リンクプラス 日本仕様

46,000 円 (税込 49,680 円)

本体サイズ: 4.1 × 4.8 × 11.4 cm / 重量: 153 g / 製品保証: 5 年 /
電波: 406.037MHz/5W · 121.5MHz · 80mW / 作動寿命: 24
時間以上 (-20°C ~ +55°C) / 防水性: 水深 5m にて 1 時間、
10m にて 10 分 (21°C) / 66ch GPS ユニット搭載 / ACR

レスキュー・リンクプラス用 / 耐圧防水キャニスター

12,500 円 (税込 13,500 円)

スキューバ・ダイビングに携行できる 180m 耐圧防水のハウジングです。
PLB は電波を使うため、水中では使用出来ません。水面でアンテナが
水面より上の状態で作動させてください。
サイズ: φ 75 × 125mm / 内側サイズ: 約 φ 60 × 115mm / 重量:
約 290g (PLB 含まず) / 耐圧深度: 180m / 浮力: プラス浮力 (約
100g) / 付属品: ベルクロフック付ベルトポーチ / PLB 本体は付属
しません / CUSTOM DIVERS

お申し込み・お問い合わせは

Kazi かじしゃ
株式会社 舶社 用品事業部

〒232-0015 神奈川県横浜市南区共進町 3-74

マリンショップ KAZI シープラザ

TEL : 045-731-0041

FAX : 045-743-4511

e-mail : goods@kazi.co.jp





プレジャー・ボート・ヨットのオーナーを対象に、
航行不能または困難となった場合に
安全な最寄りの係留地まで曳航する救助システム
BAN (Boat Assistance Network) を運営しています。



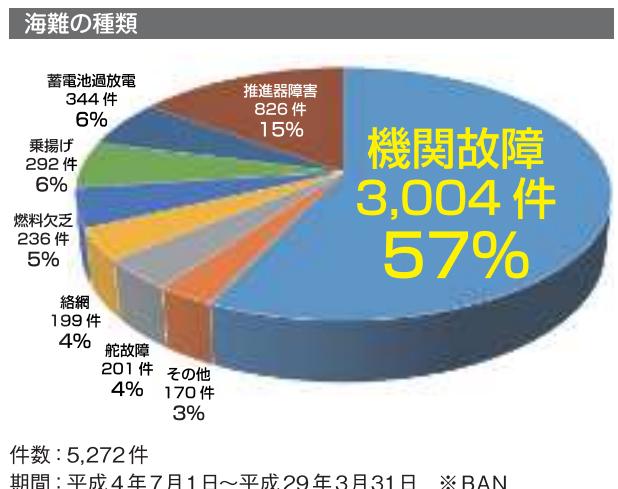
救助事業部

BANでの救助実績が一番多い 機関故障の分析について

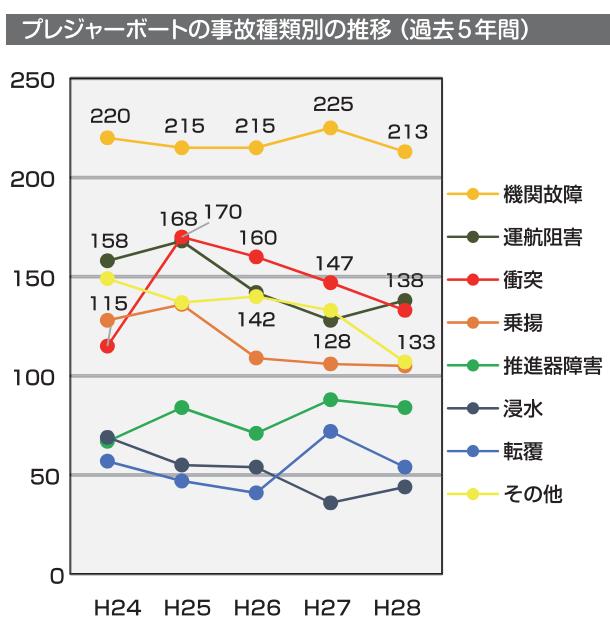
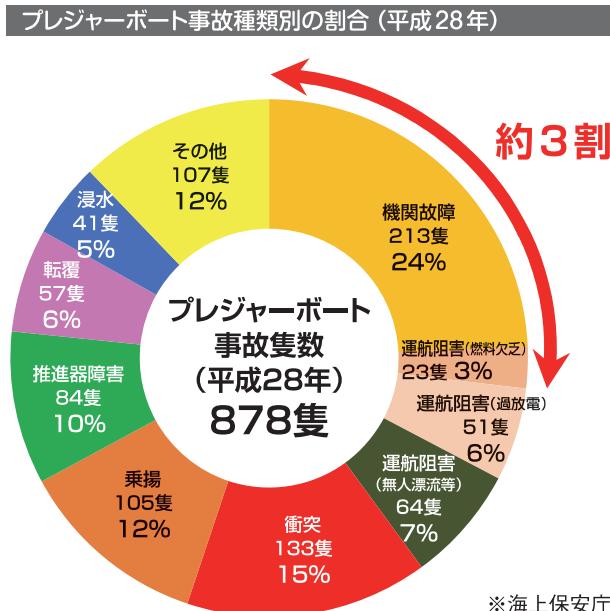
ポートやヨットでクルージング中に何らかのトラブルが発生した時頼りになるのがBAN(Boat Assistance Network)の救助サービスです。平成4年に東京湾・相模湾でサービスを開始して以来今年で丸25年を迎えますが、現在の会員数は9,173名で、東京湾から瀬戸内海全域までの太平洋沿岸と日本海の若狭湾沿岸がサービス海域となっています。

これまでの25年間でBANが救助した数は5,272隻で一番多いトラブル原因は機関故障の3,004件で全体の57%を占めています。2番目はプロペラにロープ等が巻き付く推進器障害で826件、次いでバッテリー過放電が344件で、あと乗揚げや燃料欠乏、絡網、舵故障が200件前後で続きます。

このように、BANの救助対象は軽微なトラブルであるため、機関故障を筆頭に推進器障害や蓄電池過放電の三つで約8割と大部分を占めています。



一方、海上保安庁の救助統計を見ると平成28年の船舶事故数は2,014隻と過去最低で、プレジャーボートやヨット等は878隻が救助されていますが、事故種別では機関故障が213隻(24%)で最も多く、次いで蓄電池過放電や燃料欠乏等の運航阻害で138隻(16%)、衝突133隻(15%)の順となっており、機関故障の割合がBANと比べ



ると半分以下となっています。

上述のようにBANで取り扱うトラブルは圧倒的に機関故障が多いわけですが、機関故障と一口で言ってもその態様は千差万別です。例えば冷却系統の不具合によるオーバーヒート、セルは回るがエンジンが始動しない燃料系のトラブル、エンジンは始動してもクラッチが入らない操縦系のトラブル等色々ありますが、要はエンジンがかからないため航走できることから救助を求めざるを得なくなります。

BANでは機関故障の詳細な原因調査は行っていませんので何故エンジンが始動しなかったのか把握していませんし、ボートオーナーの方々も機関故障後修理業者による点検整備を行ってはじめてその原因を知ることになるわけです。

そこで今回（一社）日本マリン事業協会が海上保安庁とBANの協力を得て、機関故障で救助された後点検整備等をされたであろう頃を見図って機関故障を起こされた方々にアンケート調査を行った結果、機関故障に至るそもそもの要因がある程度判明しましたので、以下のとおり会員の皆様にお知らせいたします。

1 アンケートの総数

- (1) アンケート総数は、平成27年4月～28年4月の1年間で138件。
- (2) 内訳は、海保経由が23件、BAN経由が115件。
- (3) 機関の種類別では、船内機艇が97件、船外機艇が41件。

2 平均使用年数と艇保有者の特性

- (1) 事故艇の製造年は昭和43年～平成27年と幅広く、平均船齢は約20年。
- (2) 保有者は、新艇購入者が19人(15%)、中古艇購入者が104人(85%)。
- (3) 販売店を経由して購入(点検整備済み)した艇は、93隻(74%)、旧所有者から直接購入(点検整備は新所有者の責務)した艇は、32隻(26%)でした。

販売店経由の艇の事故率が直接購入艇の比率より高いが、これは販売店の納入整備内容がユーザーの期待値

より低かったか、ユーザーが販売店の整備内容を過信した結果ではないかと思われます。

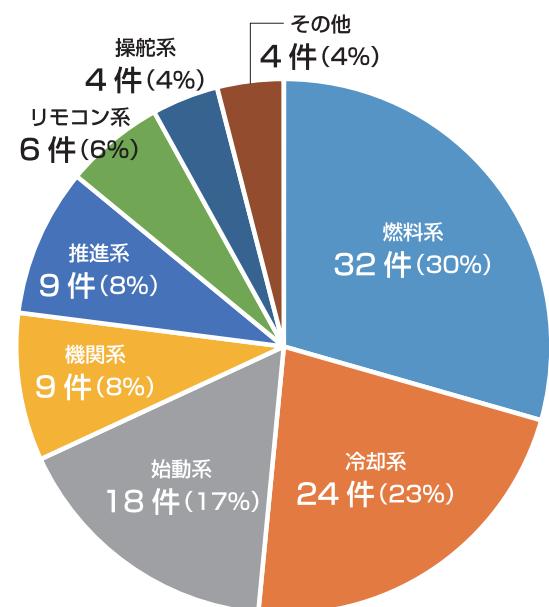
3 不具合の要因別分析

- (1) 船内機艇及び船外機艇ともに、要因のトップ3は「燃料系」、「冷却系」及び「始動系」であり、全体の約70%を占めています。
- (2) 不具合の要因別では燃料系が最も多く、中でもフィルターの整備不良が目立ちます。
発航前に9割以上の方が燃料容量のチェックをしますが、燃料フィルターをチェックする人は4割以下です。
- (3) 冷却系では海水ポンプの整備不良が、また、始動系ではバッテリーの整備不良が顕著です。
- (4) これらの整備不良は、「点検整備マニュアル」に従つて通常の点検整備、いわゆる発航前点検を実施していればその大部分は未然に防ぐことが可能であったのではないかと考えられます。

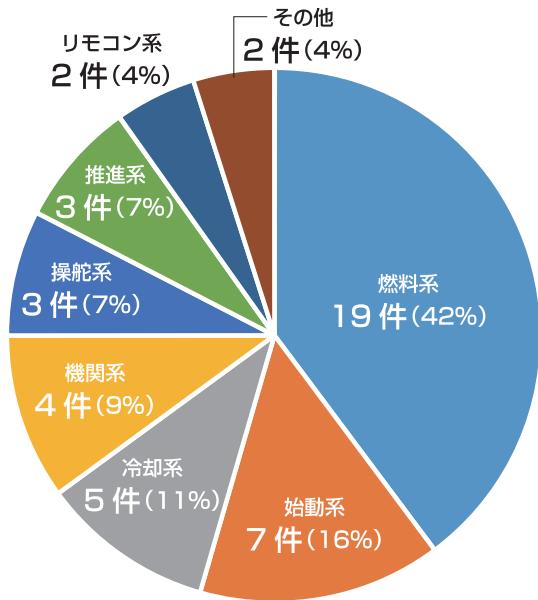
4 不具合と船齢、使用頻度等との関連性

- (1) 不具合箇所と船齢との関連性は余り見受けられません。最も多かった不具合原因である「燃料タンク内に水等の不

船内機艇の不具合要因(件数、比率)



船外機艇の不具合要因（件数、比率）



純物やスラッジが入っていた」に関しては、船齢が43年、30年、24年、23年、19年と古い船が多いのは事実ですが、他に2年と新艇同様の船が2隻あることから、保管状態に起因しているものではないかと思われます。

(2) 燃料フィルターの目詰まり、海水ポンプインペラーの損耗、バッテリー寿命、シフトケーブル切れといった部品が要因となる不具合に関しては、「点検整備マニュアル」に従った点検と定期的な交換を行っていれば、未然に防止できたのではないかでしょうか。

(3) 中古艇購入年で比較すると、平成27年購入艇の事故件数が19件、平成26年が14件と最近購入した船の事故が多くかったです。これは、購入時の整備不良のままで航行している例もあると思われますが、購入後日が浅いことから使用頻度が高いことが予想され、結果として事故の確率も上がったのではないかと思われます。

(4) 使用頻度では、シーズンである4月～10月で合計50時間以内の艇の事故件数が55件(45%)、同じく150時間以内の艇は48件(40%)でした。プレジャーボートの年間平均稼働時間が35時間(平成21年度調査)なので、使用していないから部品がこわれるというよりも、稼働時間に比例して不具合が起こると考えられます。

では、これらのアンケート結果を踏まえてポートオーナーは機関故障を未然に防ぐために何をするべきでしょうか。

勿論発航前点検を的確に実施すればこの種のトラブルの未然防止に大きく寄与することが予想されますが、果たしてどれだけの会員様がこの点検を実施されているでしょうか?。

年配の方ならご存じだと思いますが昔は自動車の信頼性も低かったことから、車に乗る前には運行前点検が義務付けられていましたね。ボンネットを開けてエンジンオイルのチェックや冷却水量の確認、あるいはタイヤ周りのチェック等をされていたと思います。しかし、自動車の信頼性が高まったことと規制緩和の流れもあり平成7年ころに営業用等一部の自動車を除き、使用者の判断で適宜の時期に行う日常点検でよいことになりました。

従って、現在ではよほどのことがない(例えばスターターを回してもエンジンがかからない等)とマイカーの点検なんかはされていないと思います。

この感覚がボートの世界でも根付いていて、キーを回してエンジンが起動すれば何の問題もないと勘違いして、発航前点検を行わずそのまま出航するケースが多いのではないかと予想しています。

このように、自動車では乗車の都度の点検が現在は法律上義務付けられていませんが、プレジャーボート等に対しては従前から小型船舶操縦者の遵守事項として「発航前の検査の実施」が法定義務化されています。しかし、燃料切れ等発航前点検が的確になされていないことに起因すると思われる海難が相変わらず多いことから、平成28年7月からこの検査義務に違反した場合は処分の対象とし、当該遵守事項の違反者に対し、新たに違反点数を付すことになりましたので、プレジャーボート等を運航される皆様は必ず発航前点検を行ってください。

発航前点検を確実に行うためにはチェックリスト等を活用するとともに、万一洋上でエンジントラブルに見舞われた時には「海上でのトラブルシューティング」も参考にして対応するようしてください。

燃料系のトラブルではいわゆるガス欠はもってのほかですが、燃料フィルターの汚れを確認せずに発航しフィルターが

詰まつたり、燃料パイプ（ホース）にゴミが詰まつたりしてエンジンが止まるケースが多いです。

燃料タンク等はなかなか点検しないと思いますが、結露した水分が燃料に混入しスラッジ化したり、タンク内の塗装が剥げてゴミになるケースもありますので、たまにはチェックしましょう。

電気系では先ずバッテリーの能力が低下しセルモーターが回らなかつたり、そもそも点火プラグやセルモーターに不具合が生じていたのにこれを放置していたため機関が始動できなくなったものが多いです。

それと、電気系統は多くの配線がありますが、艇の振動によりコードを止めていたネジが自然に緩み外れたり、コードが他の部分と接触し短絡したりする場合もあります。

電気系はなかなか点検しないと思いますが、例えばシーズン前に整備業者にお願いして点検してもらったらどうでしょうか。

機関系で多いのはエンジンオイルの量を確認せず機関を始動して焼き付かせるケースです。エンジン起動前には必ずエンジンオイルの量、色、粘度をチェックしましょう。

冷却系では海水ポンプのインペラの破損や摩耗等の不具合により冷却水量不足になりオーバーヒートしたりするケースが多いです。

船外に排出される冷却水量を確認したり、冷却清水の量をチェックしましょう。



まとめ

このように機関故障とひと言でいってもその様様や原因は千差万別です。

法定検査に合格した船舶であっても普段の点検整備を怠ったことで発生する故障は数多くあります。

このため、潤滑油の量や燃料フィルターの点検等主に外観からの点検を主体とした発航前点検を的確に実施することによりかなりの故障を防ぐ事が出来ますが、一方発航前点検では防げない故障として、燃料管の詰まりやセルモーターの異常、海水ポンプのインペラ損耗等によるものがあり、点火プラグやクラッチオイル等の消耗品の定期的な交換がなされなかったことに起因するものがあります。

これらのトラブルも整備業者による定期的な点検の実施を行うことによりかなりの部分が防げると思います。従って、少なくともシーズン前に一度は整備士の手で点検してもらうようにするとともに、毎回出港の都度発航前点検を確実に実施して、安全・安心なボートライフを楽しんでください。



[出典及び参考文献]

■「機関故障防止の点検整備促進WG」の検討状況について

(現状報告)

平成28年9月7日 (一社) 日本マリン事業協会 技術委員会

■平成28年海難の現況と対策 ~大切な命を守るために~
海上保安庁

■小型船舶のためのマリンセーフティガイド

平成29年3月 海上保安庁

■発航前点検のチェックリスト

「ボート俱楽部」平成28年8月号付録 (株) 舶社



海上でのトラブルシューティング

船外機

周波数	音色	原因	対応
高音	高音	シーリング漏れ	シーリング漏れ修理
高音	高音	モーター過熱	モーター冷却
中音	高音	モーター過熱	モーター冷却
中音	高音	モーター過熱	モーター冷却
低音	高音	モーター過熱	モーター冷却
低音	高音	モーター過熱	モーター冷却
高音	中音	モーター過熱	モーター冷却
中音	中音	モーター過熱	モーター冷却
低音	中音	モーター過熱	モーター冷却
高音	低音	モーター過熱	モーター冷却
中音	低音	モーター過熱	モーター冷却
低音	低音	モーター過熱	モーター冷却

燃料フィルター
燃費が異常に悪化している。
また、エンジンの回転が遅い。
燃料が濁っている。

エリムソア
エンジンの回転が遅い。
また、燃料が濁っている。

スパークアンド
モーター回転が遅い。
また、燃料が濁っている。

海上でのトラブルシューティング 船内機・船内外機(ディーゼルエンジン)

周波数	音色	原因	対応
高音	高音	シーリング漏れ	シーリング漏れ修理
高音	高音	モーター過熱	モーター冷却
中音	高音	モーター過熱	モーター冷却
中音	高音	モーター過熱	モーター冷却
低音	高音	モーター過熱	モーター冷却
低音	高音	モーター過熱	モーター冷却
高音	中音	モーター過熱	モーター冷却
中音	中音	モーター過熱	モーター冷却
低音	中音	モーター過熱	モーター冷却
高音	低音	モーター過熱	モーター冷却
中音	低音	モーター過熱	モーター冷却
低音	低音	モーター過熱	モーター冷却



BAN救助事例 レポート

※救助費用は会員は無料、非会員は実費となります。
※艇種のMBはモーターボート、CYはクルーザーヨット

No.① クラッチ入らず

伊東港第1防波堤灯台沖 34-59.226N
[船種] CY [所要時間] 31分 139-06.725E

[処置概要] ■11:40 静岡県所在【非会員艇】CY～ROCへ、上記位置付近にて機関故障（クラッチ入らず）のため航行不能となり曳航を求める。救助料の支払いを確約したので救助船を手配することとした。 ■11:51 静岡県所在RSへ救助出動を依頼、同社了承。 ■11:53 該船に救助船手配済みを連絡。 ■12:01 静岡県所在RS所有救助船が係留港から出動。 ■12:11 該船と会合、曳航準備。 ■12:16 静岡県所在RS係留港に向かう、曳航開始。 ■12:32 係留港着、救助完了。（救助料 29,160円）非会員の為、有料

No.② エンジン起動せず

川奈埼灯台沖 34-55.263N 139-21.100E
[船種] MB, B会員大型艇 [所要時間] 148分

[処置概要] ■12:37 静岡県所在会員艇MB～ROCへ、上記位置付近にて、機関故障（セルは回るが再起動せず）により航行不能となり救助を求めてきた。なお曳航先は修理対応のため神奈川県のマリーナを希望した。 ■13:15 神奈川県所在RSに出動を依頼、同社了承。 ■13:20 該船へ、救助船の手配済みを連絡。 ■13:55 神奈川県所在RS所有救助船が係留地から出動。 ■15:05 該船と会合、曳航準備。 ■15:10 神奈川県のマリーナに向け曳航開始。 ■17:55 マリーナ着、救助完了。（救助料 390,420円）BAN会員の為、無料

No.③ 推進器障害（夕方帰港時、浅瀬にプロペラヒット）

田倉崎灯台沖 34-15.8523N
[船種] MB会員 [所要時間] 62分 135-03.530E

[処置概要] ■16:18 大阪府所在会員艇MB～ROCへ、上記位置付近にて推進器障害（プロペラが浅瀬に底触）により航行困難となり救助を求めてきた。なお、該船は微速に係留地に向け航行中とのこと。 ■16:20 大阪府所在RSへ救助出動を依頼、同社了承。 ■16:28 該船に救助船手配済みを連絡。 ■16:30 大阪府所在RS所有救助船が係留地から出動。 ■17:20 該船と会合、直ちに曳航開始、該船の係留地に向かう。 ■20:30 係留地着、救助完了。（救助料 370,980円）BAN会員の為、無料

No.④ 推進器障害（浮遊ロープ絡む）

東京西防波堤灯台 35-34.121N
[船種] MB会員 [所要時間] 29分 139-47.821E

[処置概要] ■11:45 東京都所在RS～ROCへ、東京都所在会員艇MBが、上記位置付近にて、推進器障害（浮遊ロープを絡める）により、航行不能となり救助を求めてきた旨と救助船の出動準備が整っている旨の連絡あり。ROC救助出動を依頼、同社了承。 ■11:50 該船に状況確認及び救助船手配済みを連絡。 ■11:55 東京都所在RS所有救助船が係留地から出動。 ■12:14 救助船より、該船と会合し、警戒監視しつつ浮遊ロープ除去指導を実施する旨の連絡あり。ROC了承。 ■12:20 救助船より、該船の推進器に絡んだロープは除去され自力航行可能となったが、航行に不安があるため、該船係留地へ向け警戒伴走する旨の連絡あり。ROC了承。 ■12:55 該船係留地着、救助完了。（救助料 89,100円）BAN会員の為、無料

No.⑤ マストトラブル

清水港江尻船だまり北防波堤灯台沖 35-01.111N
[船種] CY会員 [所要時間] 15分 138-30.247E

[処置概要] ■13:35 静岡県所在マリーナ兼RS～ROCへ、同マリーナ所属会員艇CYが上記位置付近にて、メインセールを降下出来ず入港困難となり救助を求めてきた旨、および救助船の出動準備が整っているとの連絡あり。ROC救助出動を依頼。同社了承。 ■13:37 静岡県所在RS所有救助船が同マリーナから出動。 ■13:40 該船に状況確認すると共に救助船を手配し既に救助船は出動した旨を連絡。 ■13:50 救助船から、該船と会合し、警戒監視しつつメインセールの降下指導にあたる旨の連絡あり。ROC了承。 ■14:20 救助船から、該船のメインセールが降下し自力航行可能となったので該船船長了解の上救助を完了し帰港する旨の連絡あり。ROC了承。 ■14:40 救助船係留地帰着。（救助料 32,940円）BAN会員の為、無料

No.⑥ バッテリー上がり

安芸絵ノ島灯台沖 [船種] MB会員 [所要時間] 30分

34-17.627N 132-21.887E

[処置概要] ■16:15 広島県所在会員艇MB～ROCへ、上記位置付近にて、蓄電池過放電により航行不能となり、救助を求めてきた。 ■16:20 広島県所在RSに救助出動を依頼、同社了承。 ■16:30 広島県所在RS所有救助船が係留地から出動。 ■16:45 該船と会合、曳航準備。 ■16:50 該船係留地に向け、曳航開始。 ■17:35 係留地着、救助完了。 ■17:45 救助船係留地帰着。（救助料 89,640円）BAN会員の為、無料



新緊急時位置通報システム 「BANココNAVI」の導入について

今日は以前から楽しみにしていたクルージング。マリーナを出航する前に飲み物や食べ物は搭載したし、発航前点検もしっかり行った。天気は良いし風は微風絶好のクルージング日和だ。いざ出航!!。

出港して暫くの間は付近の航行船舶が多いので見張りをしっかり行き細心の注意を払っていたが、だいぶ沖に出て来たのでそろそろ增速しようとスロットルレバーを前に倒したら突然何かに当たったような感じがして減速した。

周りを見ても他に船は見当たらないし、あれー?とは思ったものの、ひょっとしたら海中に浮遊していた何かをペラに巻き付けたのかもと思い、直ちにスロットルを戻しエンジンをストップ。船尾から海中を覗いてみると案の定ロープのエンドがふらふらとうごめいてるのが確認できた。

やっぱりプロペラにロープが巻き付いたんだ。これじゃ走れないし、直ぐBANに連絡して救助してもらおう。

会員Aさん「もしもし、会員番号01003456のAですが、先ほど航走中に浮遊ロープをペラに巻き付けたようで走れなくなりました。救助をお願いします。」

BAN本部「Aさんの会員資格は確認出来ました。直ちに救助手配をしますが、現在の貴船の位置を教えて下さい。」

Aさん「横浜の沖くらいだと思います。」

BAN「正確な位置を知りたいので北緯、東経で言って下さい。」

Aさん「北緯、東経といわれてもそんなもの判りません。」

BAN「現在位置がわからないと、どこから救助船を出すのが早いのか検討できないので……。 GPSはお持ちじゃないですか?」

Aさん「そう言えば魚探にGPSか何かがついていると言つてたなあ。」

BAN「そうでしたらそこに表示されている数字。北緯でしたら35.○○○、東経は139.○○○という数字が出てませんか?」

Aさん「何か数字がいっぱい出ているのでどれがどれか分かりません……。」

と、ここまで遣り取りで5分10分の時間が経ちます。迅

速な救助手配を行いたいBANとしてはみすみす無駄な時間を使いたくありません。

そのために3年前に導入したのが「BANコール」です。

これはトラブル発生時に会員様が持っているGPS機能付きの携帯電話やスマートフォンの位置情報を、簡単な操作でBAN本部に自動で送信するシステムでしたが、システム上以下の弱点がありました。

① 会員様が事前にBANコールのホームページから必要な事項を登録する必要があるのですが、登録項目が多いため入力に時間を要すること。

② 1回の操作ではその時点での位置しかBAN本部に送信されない。BAN本部で会員様の最新位置が知りたい場合はその都度会員にお願いして再操作をしてもらう必要がある。

③ 会員様の現在位置は、BAN本部ではパソコンディスプレイの地図上に表示されるが、会員様がご利用の携帯電話等では自身の位置が表示されない。

ITの世界は日進月歩であり、これらを一挙に解決する全く新しい緊急時位置通報システム、題して「BANココNAVI」をこの度導入することになり、現在発注事業者においてシステムを開発中で今秋には利用可能となります。

BANココNAVIの特徴は以下のとおりです。

① 会員様の事前登録は不要で、予めBANで定めたIDとパスワードを使ってログインすればすぐに利用できます。(現時点ではIDに会員番号、パスワードは船検番号を使用する予定です。会員番号はご入会時お送りした安全シールに記載していますし、会員証でも確認できます。船検番号は船体に表示されていないと違反になりますから問題ないと思います。)

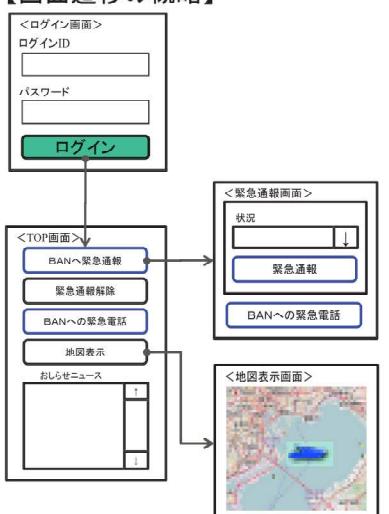
② システムにログインすると自船の位置が青いシンボルで表示された地図が出ます。航走すればそれにともない表示される地図も自動的に追従します。(この時点では自船の位置は何処にも送信されません。)

トラブル発生時は「BANへ緊急通報」ボタンをクリックす

新緊急時位置通報システム概念図

緊急時には簡単な操作でROCIに現在位置が自動送信されますが、通常航行時（システム起動時）にも、数分毎に位置のリアルタイム取得を行い、緊急通報時点までの航跡や船舶位置をモニタリングできます。

【画面遷移の概略】



【緊急通報のイメージ】



ることにより、BAN本部に現在位置が送信され救助要請がなされます。この時点で地図上の自船のシンボルの色が青から赤に変わります。

③ 緊急通報を発信するとそれ以降の自船の位置が自動的にBAN本部に送信されますので、風潮流で自船が流されている場合もBAN本部では最新の位置を把握できます。(送信間隔は自身で変更できます。)

④ BAN本部が出動を要請したRS（レスキューステーション：契約救助事業者）から救助船が出港しますが、RSもこのシステムを使用することにより会員様の携帯電話等の地図上に緑のシンボルで救助船の位置が表示され、救助船の位置も最新のものが自動で表示されます。

この様に救助活動時は、救助を待つ会員様、救助に向か

う救助船のほぼリアルタイムの位置を、BAN本部も含め3者で同じ地図画面を共有確認出来るので、迅速な会合救助に資することになりますし、何といっても救助を待っている会員様にとって、自分を助けに来てくれている救助船の位置が常に確認できることは不安感の払拭につながると思います。

BANココNAVIはこのように緊急時の位置通報がメインサービスですが、ログインすれば地図上で常に自分の最新の位置が表示されます。普段から自分の位置を把握しておくことは安全な運航に繋がりますので、出港前に発航前点検を終えたらすぐにログインして本システムを利用されることをお勧めします。

発航前点検についても、本システムはチェックリストを搭載していますので、確認作業のお手伝いもできます。

端末画面レイアウト



発航前点検チェックリスト画



Rescue Station File

レスキューステーション・ファイル

file.3 ラグナマリーナ



ラグナマリーナは海上バース、陸上ヤード合わせて350艇分を確保する中部地域最大級のマリーナ。波穏やかな三河湾に面し、伊良湖水道まで足を伸ばせば大物釣りも楽しめる

伊勢湾に隣接し、知多半島と渥美半島に挟まれたような形の三河湾は、穏やかな海象に恵まれた内海だ。湾内には佐久島や日間賀島、篠島といったクルージングの目的地にはもうてこいの島が点在しており、マリンレジャーの好適地として発展している。

その東部の蒲郡市の沿岸にあるラグナマリーナは、海上と陸上に合わせて約350艇の収容規模を備える中部エリア最大級のマリーナである。同マリーナには大型ショッピングモールや

レストラン、テーマパーク、ホテル、スパ施設などが隣接し、週末ともなれば大勢の来場者で賑わう一大複合リゾートエリアを形成している。

また蒲郡といえば、かつて90年代から2000年にかけて国際ヨットレースのアメリカズカップに挑んだニッポンチャレンジのキャンプ地である。敷地内に92年の挑戦に用いられた実際のレース艇JPN-26が展示されることからもわかるように、ラグナマリーナは国内を代表するヨットレースの拠

点のひとつとして認知されているのだ。そうした背景もあり6：4の割合でヨットがボートより多いという同マリーナの係留・陸置き艇だが、基本的にすべてがBANに加入済みであるという。そしてラグナマリーナ自体もBANのレスキューステーションとして登録され、地域で重要な責務を担っている。同マリーナが受け持つレスキューエリアは三河湾内全域。三河湾は前述通り比較的静穏な海域だが、ヨットレースが盛んなことでも推察されるよう



マリーナの中核施設となるクラブハウス。風をはらんだセールをイメージしたデザインとなっている



1992年、アメリカズカップに初挑戦したニッポンチャレンジJPN-26を展示



美しく咲き誇る花々。ラグナマリーナは緑の植栽にも力を入れ、シーマンのみならず広く市民にくつろげる景観を提供している

Rescue Boats



〈SAUVEUR〉(トヨタ・ポーナム28)

主に大型艇の牽引などにはパワフルな〈SAUVEUR〉の出番となる。ちなみにSAUVEURとは仏語で救世主のこと



〈LAGUNA 2〉(ヤマハUF-26 CC)

小型艇の牽引や、軽微なトラブルの場合は、常時係留されている〈LAGUNA 2〉の担当。作業性の高さが自慢のセンターコンソーラーだ



〈LAGUNA 2〉のTトップには大きなレーダーアンテナと回転灯、サーチライト、拡声器が。レスキュー艇ならではの装備

に、季節によっては強い風が吹く。さらに深いところでも15メートルほどと水深が浅いために、乗り上げ事故が多いという点が地域的な特徴として挙げられる。シーズン前点検の奨励などオーナーに向けての啓蒙活動が功を奏してか、近年、出動回数は減ってきてい

るというが、それでも月に1度の割合でROCからの要請があるとのこと。通常、レスキュー作業は経験豊富なスタッフを中心に2~3名でチームを組んで行う。レスキュー艇には〈LAGUNA 2〉(ヤマハUF-26 CC)と〈SAUVEUR〉(トヨタ・ポーナム

28)が用意される。大抵は軽微なトラブルが多いため、常時係留されている前者の出動が主となるが、状況によっては2艇伴っての出動も可能。三河湾の安全のために万全の体制が取られているのである。



BAN会員の皆様へ お知らせ

平成29年度から

BAN一般会員様の継続年会費の支払方法が変更となりました。

従来の銀行振込からコンビニエンスストア払込票での払込み
となりましたことをご連絡申し上げます。

業務の簡略化・迅速化に合わせ会員様の利便性と手数料負担削減の為ですので、
ご理解とご協力をいただけますようよろしくお願いします。

また、現在口座振替をご利用の方も平成30年度から払込み方法が
コンビニエンスストア払込票での払込みに変更となりますので
追ってご連絡を差し上げます。

なお、団体マリーナ会員様については、
従来どおり各マリーナから請求されますので変更はございません。
最後に、この度はコンビニエンスストア払込票での払込みに
会費納入方法が変更となる旨事前のご連絡ができず、
皆様に大変ご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。



レジャー・ダイバーを対象に
安全／医療情報・保険・緊急医療援助を提供し、
ダイビングの安全性を高めるDAN JAPANは
安全事業部により運営されています。



2017年夏号
Alert Diver Lite

CONTENTS

Alert Diver Lite 2017年夏号

55 2017年9月からの新たな会員サービス

再圧治療費補助

56 Alert Diver Monthly

DAN JAPANの新しい取り組み

58 DAN JAPAN会員の皆様へ

新規入会者・お友達紹介キャンペーン実施!

59 事務局ニュース

60 DAN JAPANのご紹介

中扉写真：水口博也 / CETUS
フィヨルドを泳ぐシャチの群れ（撮影地：アラスカ）

お知らせ

DAN JAPAN年会費改定 および入会費の新設について

2017年5月に会員の皆様にご案内文書をお送りさせていただきましたが、2017年9月1日よりDAN JAPAN年会費の改定および入会費の新設をさせていただく運びとなりました。

一般会員の方は1997年、インストラクター会員の方は2010年より年会費を一律5,000円とし、入会費は設定せず事業を運営してきました。しかし、2014年4月の消費税増税による経費増、および保険料率の改定等の外的要因が大きく影響し、ここ数年来非常に厳しい運営が続いております。

DAN JAPANは「緊急ホットラインサービス」、「メディカルインフォメーションライン（医療相談）」、「DDNET」などの潜水医学に関するサービスや、「レジャーダイビング保険」、「Alert Diver Monthlyなどによる安全潜水情報の提供」など、他の団体にはないサービスを提供してまいりました。これらのサービスの質を保つだけではなく、さらなるサービス向上のために、非常に心苦しいお願いですがDAN JAPANの安定した運営のため、是非皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

[お問い合わせ先]

DAN JAPAN事務局

✉ info@danjapan.gr.jp

☎ 045-228-3066 (平日9:00 ~ 17:00)

2017年9月からの 新たな会員サービス

【再圧治療費補助】

2013年7月より暫定的に実施してきた「再圧治療費補助制度」を継続的に実施します。

一般・インストラクター会員の皆様が「救急的な再圧治療」を受けた場合、期間中に1会員様1回を限度として、再圧治療費の自己負担分をDAN JAPANが補助する制度です。「救急的な再圧治療」とは、発症から1週間以内の治療のことですが、「非救急の再圧治療」と比較した場合に医療費が高価となるため、ダイバーの大きな負担となります。しかし、早期の再圧治療を実施することにより、完治の可能性が高まったり、少ない回数の再圧治療で症状が消滅したり、

さらには後遺障害の程度が軽減される効果が期待されます。

このため、DAN JAPANでは会員様の早期の受診促進および経済的なサポートを目的として、再圧治療制度を「会員サービス」として継続的に実施することといたしました。また、上限補助金額も25,000円へと増額し、より手厚いサービスを受けることが可能となりました。（新制度は2017年9月1日以降に発生した治療に適応されます。）

会員の皆様はダイビング事故が発生しないよう、常に気をつけてダイビングしているとは思いますが、周囲の環境が原因となり発生してしまう場合もあります。DAN JAPANは会員の皆様に安心してダイビングしていただけるよう、今後も有益なサービスを提供し続けます。

再圧治療費補助のご案内

① 減圧症の早期治療

一般的に早期の再圧治療はより効果が大きいとされています。DANJAPAN が治療費を補助し、負担を軽減することにより、早期に再圧治療を受けやすい環境を整えます。

② 会員の対象範囲

一般・インストラクター会員の方を対象に、「救急的な再圧治療」費用の自己負担分を補助します。
※「救急的な再圧治療」とは、発症から1週間以内の治療です。

③ 再圧治療費補助の内容

- 対象 一般・インストラクター会員
 - 期間 2017年9月1日～2018年3月31日の治療
 - 条件 発症より1週間以内の「救急的な再圧治療」
 - 補助 再圧治療1回分の自己負担金額を補助
- ※再圧治療費用（1回約60,000円）の自己負担分を補助します。
(上限 25,000円)
- ※2017年度中、1会員様につき1回を限度とします。

④ 再圧治療費補助の要件

- 減圧症の原因になったダイビングを行った時点と減圧症を発症した時点、共に会員資格が有効であること。
- ダイビングにより発症した減圧症の治療であること。
- 健康保険を使用し、発症から1週間以内の救急的な再圧治療であること。

お手続きの方法

① お手続き方法

事務局へ救急的な再圧治療のお電話

- 減圧症で救急的な再圧治療を受けた場合は、DANJAPAN 事務局に連絡し、必要書類（補助金請求書）の送付を依頼。



事務局から補助金請求書用紙を送付



事務局へ必要書類を返送

- 再圧治療を受けた日から3週間以内に、必要書類を DANJAPAN にご返送下さい。
(治療費領収書及び診療明細書のコピーを添付してください。)
- 事務局で要件を確認し、お問合せする場合があります。



対象者に補助金支払通知書を送付

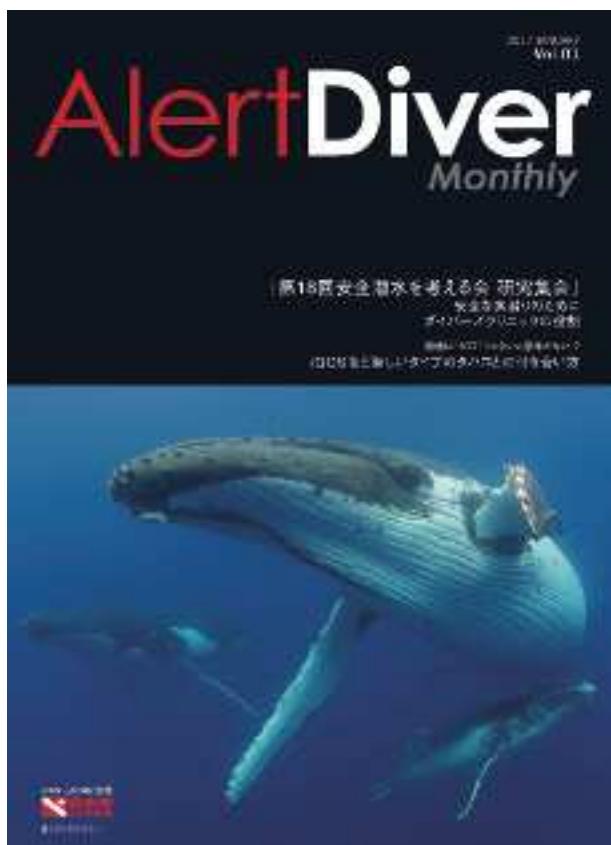


ご指定の口座にお振り込み

- 月末で締め、翌月お振り込みいたします。

Alert Diver Monthly

DAN JAPANの新しい取り組み



DAN JAPANでは、発足以来ダイビングの安全性の向上を目的として、さまざまな会員サービスを提供してきました。（詳しい提供サービスは本誌P60～P61をご確認ください。さらに詳細な提供サービス情報はDAN JAPANホームページで公開しています。）

会員サービスの中で、最も重点を置いているのはダイビングの安全・医療手当や救急医療の改善であり、常に最新で正確な情報の提供を目指しています。これらの情報の提供方法として、以前は会報誌「Alert Diver」を年3回、会員の皆様に発行していました。この小冊子は発足以来、約25年にわたり会員の皆様にご好評をいただいていましたが、61号をもってひとまず休刊し、リニューアルすることとなりました。2017年1月より、「Alert Diver」は年2回発行の本誌「海洋レジャー」内に「Alert Diver Lite」、およびホームページ上で配信する年10回発行の「Alert Diver Monthly」へと進化しました。今回はこの「Alert Diver Monthly」の詳細を特集します。

◆どこでも読める 情報誌を目指して

「Alert Diver Monthly」は、DAN JAPANホームページ内の会員用ページ「MyDAN」の中に掲載されています。（「MyDAN」にログインするには、有効な会員番号およびパスワードの入力が必要です。ログイン方法は次ページをご参照ください。）

近年、デジタル機器の多様化に伴い、多くの方がインターネットを利用されるようになりました。様々な情報をカラーで閲覧し、さらにスマートフォンやタブレット端末で気軽に情報収集が可能です。DAN JAPANでも会員様の利便性を上げ、安全に関する情報をより身近にしていただくため、ウェブ版「Alert Diver Monthly」を創刊し、デジタル配信を始めました。インターネットでの配信だけでなく、ダウンロード／印刷に適したPDF版も公開しています。

◆毎月読める情報誌の価値

「Alert Diver Monthly」は、協会誌の発行月を除く、毎月30日の発行となります。ダイバーの皆様の安全につながる有益な情報やニュースを読みやすい分量の記事で提供しています。以前の会報誌はページ数が多く、一度に読むには時間がかかる冊子でしたが、写真などを多く取り入れた「Alert Diver Monthly」は前述のポータブル機器にも対応しているため、少し時間があるとき気軽に読めるようになりました。また、より多くの会員様に読んでいただけるよう記事の内容も工夫し、トピックスに関してもタイムリーな話題を取り入れたものとなっています。

◆信頼性のある情報を提供

最近ではインターネットを使って調べれば、簡単にたくさんの情報を得ることができる便利な時代になりました。しかし、そこに掲載されている情報が本当に正しいのか、根拠があるのかどうか分からなくなってしまっているのが実状です。誤った情報を鵜呑みにしてしまい、事故につながる可能性もあります。

そのようなことが起きないためにも、DAN JAPANでは「最も正確で最新・明確な情報の提供」を目指し、活動を続けています。その活動の一環として、「Alert Diver Monthly」が、より多くのDAN会員の皆様に読んでいただけることを願っております。

Alert Diver Monthly 閲覧方法



Welcome to DAN JAPAN website!

[\[Alert Diver Monthly Vol. 1\] をクリック](#)

[AlertDiver](#)

インターネットにて【DAN JAPAN】を検索



My DANログインをクリック



会員番号・パスワードを入力



画面左下の

[Alert Diver Monthly Vol.○]
をクリック

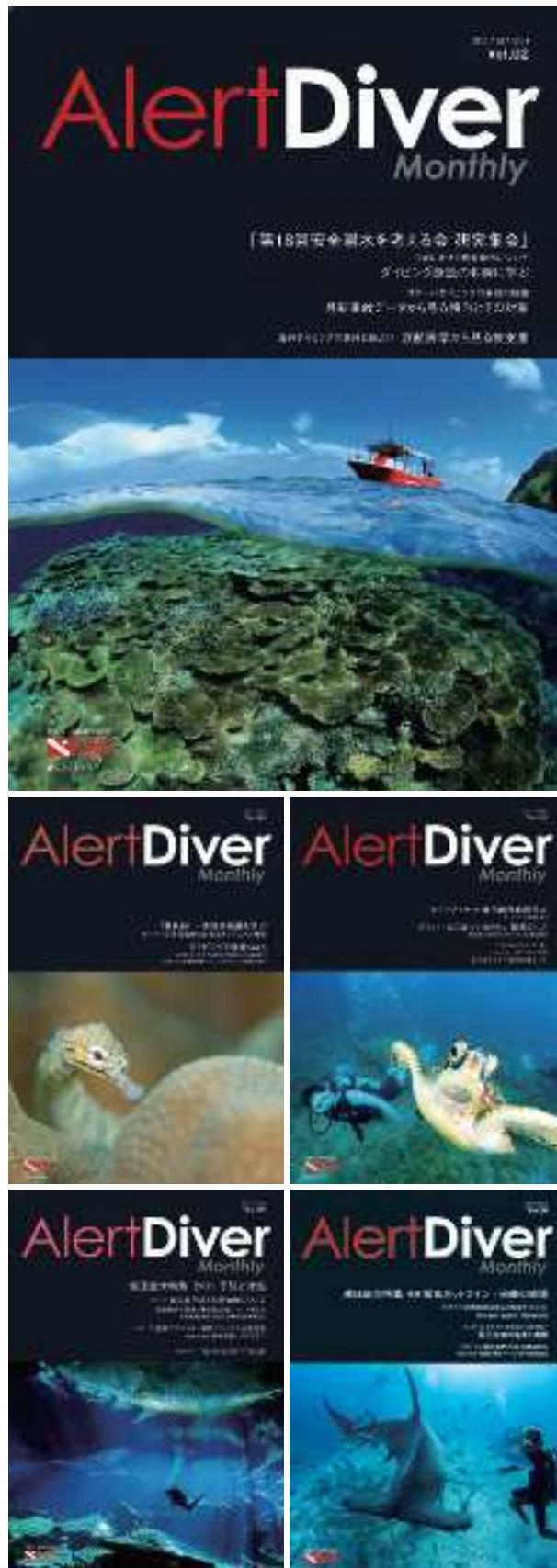


閲覧画面(Downloadで保存/印刷も可能)

My DANへログインしていただくと、各種変更手続きなども行えます。
※パスワードが分からない場合、DAN JAPAN事務局へ

お問い合わせください。

TEL:045-228-3066 (平日9:00-17:00)



DAN JAPAN会員の皆様へ

新規入会者・お友達紹介キャンペーン実施!

新規入会者に最大2,000円、
紹介者に1,000円のクオカードを進呈します。

キャンペーン応募締切 2018年1月31日(水)事務局必着

DAN JAPAN入会をご検討のお友達に、DAN JAPANの入会メリットをお伝えください!
2017年9月1日から12月31日までのキャンペーン期間中にお友達がDAN JAPANに入会すると、
ご紹介いただいた方・ご入会いただいた方それぞれにクオカードをプレゼントします。

1 お友達にキャンペーン申込用紙の記載事項を確認し、DAN JAPAN事務局に送付する。

- ◆お友達、紹介者様のどちらが記入してもOKです。
- ◆用紙はコピー可、また、用紙はDAN JAPANホームページからダウンロードできます。
- ◆申請は、FAX／データ添付／郵送で受付します。

【書類送付先】

FAX番号：045-228-3063

メールアドレス：daninfo@danjapan.gr.jp

住所：〒231-0005

神奈川県横浜市中区本町4-43 A-PLACE馬車道9F
お友達キャンペーン 担当者宛て

2 お友達が DAN JAPANに入会する

- ◆キャンペーン対象の入会期間は2017年9月1日から12月31日まで入会者となります。

3 あなたとお友達に1,000円分のクオカードをプレゼント！

『さらに!』お友達が、次年度以降の年会費支払いを口座振替を選択、お手続きを頂くと1,000円分のクオカードをプレゼントします!

◆預金口座振替依頼書はDAN JAPANホームページからダウンロードできます。

- ◆紹介者様には、キャンペーン応募締切後に集計してプレゼントを発送します。(2018年2月中旬を予定しています。)

- ◆お友達には、応募条件を満たしたことを確認後、プレゼントを発送します。

【キャンペーン注意事項】

- ◆本キャンペーンは、2017年9月1日から2017年12月31日までのキャンペーン期間中に、DAN JAPAN会員のお友達がDAN JAPANに入会された方、さらに次年度の年会費支払いの口座振替お手続きをお申込みした場合に対象となります。(3年以内の再入会者は対象外とさせていただきます。)
- ◆「ご入会日」とは、「必須事項が記載された入会申込書(もしくはウェブでの申込み)」、「DAN JAPAN入会金および年会費」が事務局に到着した日となります。入会申込書に記入もれや誤記入がありますと手続きが完了しませんので、必ずご確認ください。
- ◆パートナーシップ制度との併用はできません。
また、お友達が2名以上からご紹介を受けていた場合、先着の方1名様のみ対象とさせていただきます。
- ◆紹介者様がご紹介できるお友達の上限数はありません。
- ◆紹介者様は、ご入会者様の入会日現在で有効なDAN JAPAN会員であることが条件となります。
- ◆キャンペーン申込用紙に必要事項が記載されていない場合、無効となりますのでご注意ください。
- ◆本キャンペーンは、都合により予告なく終了する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ◆プレゼントはご登録住所に発送いたします。住所変更がある場合には必ず事前に変更届の提出をお願いします。
- ◆プレゼントの再送はいたしませんのであらかじめご了承ください。

事務局ニュース

マリンダイビングフェア2017に出展

2017年4月7日(金)から9日(日)、池袋サンシャインシティにて開催された「第25回マリンダイビングフェア2017」にDAN JAPANブースを出展しました。多くの方にご来場いただき、アンケートにご回答いただいた会員の方は400名以上と、連日盛況で3日間を終えることができました。また、今回は最終日にDAN JAPANトレーニングディレクターの矢部 拡氏を講師に迎え、セミナー「知ってて知らない減圧障害のお話」を開催しました。減圧障害を知ること、適切な応急手当としての酸素の重要性などについてお伝えしました。

全国6か所で安全講習会を開催

2017年4月1日(土)宮城会場を皮切りに、4月23日(日)沖縄会場まで、全国6か所で安全講習会を開催しました。毎年11月には「安全潜水を考える会 研究集会」を東京で開催しますが、関東圏以外のダイバーの方には講習を受ける機会も少ないので現状です。各会場では、潜水医学に携わる医師や潜水訴訟を手掛ける弁護士などの有識者による講演、および地域の海上保安庁の担当官から事故の速報値などが発表されました。

東京ベイ・クリーンアップ大作戦に協力

「東京港を泳げる海に!」をスローガンに、お台場海浜公園でKissポート財団により実施されている「東京ベイ・クリーンアップ」にDAN JAPANが協力しました。2020年に開催される東京オリンピックを視野に入れ、お台場の海をきれいにするために805名のボランティアが参加しました。



国際学会(UHMS)に参加

2017年6月28日から7月1日、米国フロリダにおいて開催された「UHMS 2017 ASM(Undersea & Hyperbaric Medical Society 2017 Annual Scientific Meeting)」に、DAN JAPAN協力医師および事務局担当者の2名が参加しました。出席の主な目的は、最新の潜水医学・高気圧酸素治療に関する情報収集、およびインターナショナルDANから問題提起され、今回UHMSからプレコースとして議論の場を提供された、遠隔地で発生した減圧障害の対応についての議論への参加でした。医師による発表や討論が終日行われたプレコースへの参加は、世界の潜水医学におけるトレンドを共有するという意味においても非常に有意義なものでした。今後、プレコースのプロシーディング集が発表され、それを踏まえてインターナショナルDAN内で議論が行われる予定となっています。



酸素インストラクターレーナーの講習を実施

2017年3月に横浜会場、4月に沖縄会場にてDAN「潜水事故における酸素供給法」インストラクターレーナー講習が実施されました。潜水事故における酸素の重要性は全世界的に認められたものです。今回の講習から、新教材と新プログラムで講習を行い、受講者は最新の情報を学びました。

DAN JAPANのご紹介

(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会が運営する「DAN JAPAN」は、レジャースクーバダイビングの安全性の向上を目的として1992年1月にスタートした事業です。「DAN」とは「Divers Alert Network」の頭文字で、「Alert」は「注意を喚起する、注意を怠らない、機敏な」という意味があり、安全意識の高いダイバーのための全世界的なネットワークを構築しています。

医療サービス

■ ホットラインサービス（緊急対応）

ダイビングの後の体の異常など、ダイビングの緊急事態に電話でアドバイスとサポートをおこないます。

日本国内では救急搬送システムが整備されており、潜水事故の場合にもまず救急隊への連絡が最優先となります。しかし、ダイビングの事故は減圧症など、一般的でない処置が必要な事象も多く発生するため、ダイバーに対し、重症化を防ぐ手立てなどの助言、再圧治療施設の紹介などの対応を24時間365日体制で実施しています。

■ メディカル・インフォメーションライン

（非緊急時対応・医療相談）

ダイビングと健康に関する悩みや心配事に、潜水専門医による医療情報を提供しています。また、質問の内容によりDD NET医師を紹介する場合もあります。

受付は平日の9時～17時まで、メールや電話で回答しています。なお、医師による回答には通常1週間程度を要するため、減圧症の疑いがある場合にはホットラインでの対応となります。

■ DD NET（ダイバーズドクターネットワーク）

潜水医学に理解のある医師、あるいはご自身がダイバーである医師で構成されるボランティアネットワークです。ダイビングに起因するケガや症状の診察、ダイビング健康診断などが必要な際、実際に受診可能な医師の協力体制を構築しています。

現在、全国で約300名の医師にご協力いただいており、DANホームページにて最新情報を提供しています。

保険関連サービス

■ レジャーダイビング保険

DAN JAPANに入会すると、レジャーダイビング保険に

自動的に加入となります。

この保険は「レジャーダイビング中に急激・偶然・外来の事故によって被った傷害」が補償対象となっており、国内または海外でのレジャーダイビング中のケガや事故に対応しています。

海外での治療費や救援費用は国内と比較して非常に高額になる傾向があります。そのため、現地の病院では治療や検査を開始する前に保険の有無が確認されますが、意識のない時や行方不明時にはこの確認が困難となり治療や検査の開始が遅れる可能性があります。そんな時でも、DAN JAPANのカードを事前に提示しておけば、保険加入の証明となり、スムーズな対応を受けることができます。

■ DAN業務中プラン保険

（会員向け業務用傷害保険）

自動加入のレジャーダイビング保険では、業務中のケガは補償対象外となります。そのため、業務に従事するDAN会員のために、業務中のケガをカバーする傷害保険を提供しています（別途お申し込みが必要です）。

■ DANダイバープラス保険

（傷害補償特約付団体総合生活補償保険）

国内外の「傷害死亡・後遺障害」「携行品損害」「キャンセル費用」などを補償するDAN会員向け保険です。スクーバダイビング中に限らず日常生活でも補償されます（別途お申し込みが必要です）。

■ ワールドワイドサポート

インターナショナルDAN (IDAN) のネットワークにより、DAN JAPANの会員は海外のダイビングリゾートで事故にあった時にもスムーズに救助、搬送、治療、医学的相談を受けることができます。

また、三井住友海上保険の緊急アシスタントサービスも付帯しており、海外からでも24時間365日、日本語受付で対応しています。

安全情報提供サービス

■ 潜水事故緊急ハンドブック

入会時に、潜水事故に関する応急処置の方法や症状などを解説したハンドブックを配付しています。簡単な自己診断チャート、ダイビングに関連する安全対策、潜水事故に関する諸症状の対策、減圧症に対する応急処置、緊急時の連絡先等を1冊にまとめてあります。

■ 各種講習会・セミナーと、報告書『潜水事故の分析』

年1回の安全潜水を考える会研究集会、複数地域で開催されるダイビング安全講習会など、ダイバーが直接最新の安全情報について学べる機会を提供しています。多様な講師から発信される、ふだん触れることのできない情報について直接聴講することができます。DAN会員は、参加費無料です。

また、毎年のダイビング事故についての報告書である『潜水事故の分析』を毎年発行、HPで販売しています。

■ 会報誌「Alert Diver Monthly」

年10回発行。協会誌「海洋レジャー」発行月を除く毎月30日に発行される会員様限定のウェブマガジンです。潜

水医学を基にした安全潜水の情報や、各国DANの調査および研究報告など、DAN会員の皆様にとって役に立つ情報を提供します。

■ DANWebサイト

会員専用ページ「My DAN」内にて、過去の『Alert Diver』の閲覧、海外のDANの記事の掲載、その他安全潜水関連の記事の提供を行っています。また、DD NET、スポンサー、パートナーシップメンバー等の情報を一覧で閲覧できます。さらに会員登録変更や入会・更新もオンラインで24時間手続きが可能です。

トレーニング

■ DAN「潜水事故における酸素供給法」講習

ダイビング事故の際、減圧傷害を疑う事故者に対して、救急隊が来るまでの間、もしくは最寄りの治療施設への移送中に、医療用酸素を使用した応急手当を行うことを目的とした講習会を開催しています。ダイビング事故の被害を最小限に抑えるための酸素の特性や扱い方を理解・習得し、専門の知識とスキルを身につける講習です。



Divers Helping Divers

ダイバーなら
ダイバーを支え合い
助け合ってほしい。
そう、もしものときに
ダイバーを教えるのは
ダイバーなのだから。
DANは、これからも
ダイバーのための
「安全システムづくり」
を進めていきます。

世界中に、安心と安全を。



ご入会はお近くの
ダイビングショップ
または、Webで！

「入っていて良かった！」会員サービス

安心その1
ダイビング現場からのSOSコール
緊急ホットライン
車両や身体の異常などダイビング
の緊急事態をサポートします。

安心その2
ダイビング前後の不安解消コール
医療インフォメーションライン
ダイビングと健康に関する質問や
心配事に困ったときします。

安心その3
手相貸から救援費用までカバー
グイビング保険
ダイビング中の怪我に救援費用も
含めた保険金をお支払します。

安心その4
世界各路で日本語コール
ワールドワイドサポート
海外航行先でも、ルームを救急點、
施設、治療を受けられます。

一般社団法人 日本国海のレジャー安全・医療協会 安全委員会 DAN JAPAN TEL:011-600-5505 住所:〒530-0025 大阪市西区天満4-12 APLEXビル Tel:045-229-3066 [DAN] 電話、

WEAR IT!



ライフジャケットを着よう! プロジェクト



「WEAR IT!」はNSBC (National Safe Boating Council: 全米安全運航評議会) が展開する水辺でのライフジャケットの必要性と常時着用を呼びかける国際的な活動です。

日本では、マリンスポーツ財団他数社がNSBCのオフィシャルパートナーとして活動しており、当協会は協力団体としてライフジャケットの着用を推進しています。

今回は、5月20日に行われた、「WEAR IT! ライフジャケットを着よう! プロジェクト」にご協力くださいました関係者の方々を掲載させていただきました。ご協力有難うございました。



column 2

No.3 | ロープワーク もやい結び(ボーラインノット)について

舟を「繋ぐ(もやう)」ために昔から使われてきたのが名の由来で、「キング・オブ・ノット(結びの王様)」の異名を持ちます。

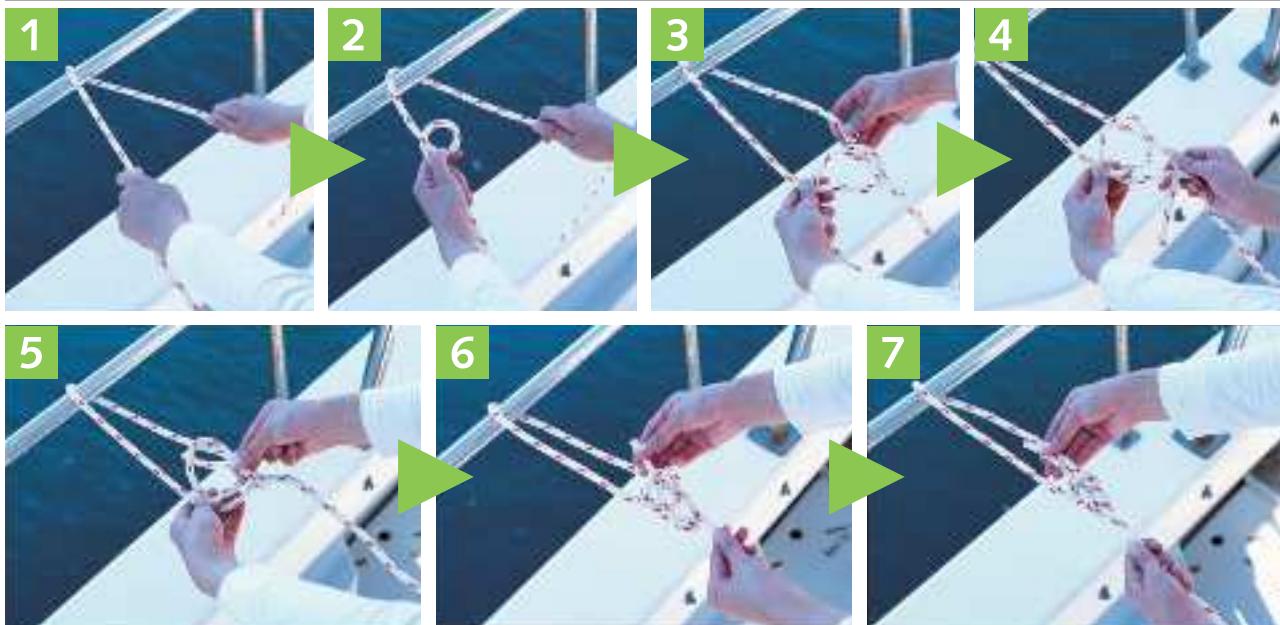
瞬時に確実に結ぶことができ解くと

きには簡単に解けるという、大変使い勝手のよい結びで幅広い用途に使用されています。

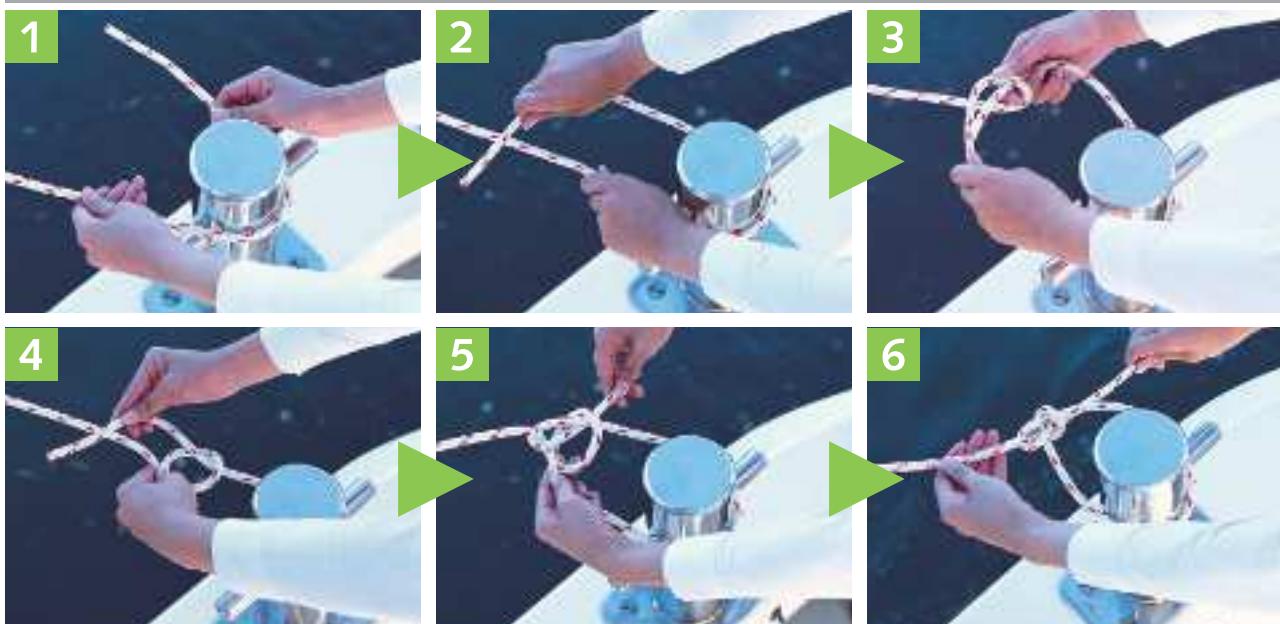
結びを行っている最中に、できた輪の中に手や指を入れてしまうと、風や

波の影響によってロープが急に強く引っ張られたときにケガをする恐れがあるので注意しましょう。手前で結びを作る方法とその逆の方法があるので、両方ともできるようにするとよいでしょう。

①もやい結びの手順



②逆もやいの手順



協会だより

私たちは4つの事業を通じて
海洋レジャーの安全と安心をサポートしています。
私たちは海レ協（JMRA）です。



平成29年の主な催事(1月～7月)

1.第11回理事会(3月17日)

平成29年度事業計画案及び収支予算案、組織改革(下記トピック1. 参照)のための規程類の一部改正等が、出席理事の全会一致で承認されました。

①収支予算は、i)当期経常増減額での収支均衡、ii)公益目的支出計画の遵守、iii)直近の予算・決算及び経営環境を踏まえた実情の反映、iv)事業計画の実現等の4つを基本方針とし、その具現化を意図し策定しました。②マイナス金利の導入等により、財産の運用収益は多くを望めないので、事業での収益確保が必要となります。特にDAN事業、BAN事業での増収を目指すこととしています。

2.第12回理事会(6月14日)

平成28年度事業報告及び決算報告等が、出席理事の全会一致で承認されました。

①決算について、保有債券の売却益及び事業収益の改善に加え、前年度売却したアルゼンチン債にかかる想定外の利払いがあったことから、未曾有の経常収益となりました。②事務所移転に係る費用が発生しましたが、期末の当期一般正味財産残高は前年比で増額となった旨説明しました。(下記トピック2.参照)

3.第5回評議員会(6月29日)

平成28年度決算報告と評議員及び役員の選任について、出席評議員の全会一致で承認されました。(下記トピック3.参照、巻末評議員・役員名簿参照)

主な出来事・トピックス

1.組織改革に着手

平成28年末に本部事務所の移転統合を実現し、本来の目的である管理部門の一元化による効率化の向上や企画力の強化並びに指揮権の明確化等を達成するため、所要の規程改正を行い、組織改革に着手しました。具体的には、

- ①特定事業管理部を総務部に統合し、振興事業部に企画課を新設、企画振興部に改組するとともに、両部門を統括する総括本部長を設置しました。
- ②総括本部長、特定事業本部長及び各部門長の権限を明確にするとともに、各部に課を設置し、所掌事務を明確にしました。
- ③一般会計と特別会計の2系統に分かれて行っている会計事務の統合が今後の課題です。

2.一般正味財産増減額で黒字を計上

①BAN事業や試験事業など継続事業での収益増及び基本財産として保有していた債権の売却等により、経常収益が前年比で1割程度伸長し、経常及び経常外で事務所移転に係る費用が生じたものの、各事業部門で経費の削減に努めたことから、当期の一般正味財産増減額は、久方ぶりに黒字に転じました。
②テクニカルデフォルトに陥り利払いが滞っていたことから、平成27年に売却したアルゼンチン国債について、平成28年度に、止められていた過去の利払いが実行されたことから、マイナス金利の導入により低金利となっていた基本財産の運用でも前年比で増収となりました。

3.任期満了に伴う評議員の選任

6月29日に開催した第5回評議員会にて評議員及び役員の選任について審議し、出席評議員の全会一致で承認されました。

評議員は、一般財団へ移行後初めて任期満了を迎えたことから、専門分野の見直し等再編に取り組み、新任2名を含め14名の候補者を推薦し、全員を承認いただきました。

役員については、所属組織の人事異動により辞任届が提出された理事2名について、ご推挙いただいた後任者を推薦し、ご承認いただきました。6月29日現在の役員、評議員及び7月1日付け賛助会員については、巻末の名簿をご参照ください。

4.創立26周年記念式典を開催

事務所移転後初めてとなる、第26回創立記念式典を新事務所で開催しました。

本年度は、創立記念日（7月1日）が土曜日当たるため、6月29日に前倒して開催し、例年どおり功労賞（5組）及び永年勤続の表彰を行うとともに、役職員一丸となって、新たな四半世紀に向けて力強い一步を踏み出すことを誓いました。



今年は、5組の皆さんに功労賞が授与されました



新たな四半世紀への船出を祝し乾杯し、更なる発展を誓いました

事業計画 平成29年度(2017年4月～2018年3月)

平成29年3月17日開催の第11回定時理事会で、
以下の内容を説明し、出席理事の全会一致で承認されました。

ダイビング緊急医療援助事業 (安全事業)

ダイビングに関する緊急時等の医療援助事業を実施することにより、レジャーダイビングにおける安全の推進と事故の未然防止に寄与していきます。
本年度は以下の「事業の適正な実施」、「事業の充実」及び「事業基盤の強化」に重点を置き取り組みます。

(1) 事業の適正な実施

会員が安心してダイビングができるよう緊急時のホットラインサービスや通常時の医療相談サービスを適正に行うとともに、全面改訂した新しい教材による酸素供給法講習の計画的開催、IDANとの連携等に努めます。

(2) 事業の充実

会員管理システムの効率化を図るため再構築するとともに、協会誌「海洋レジャー」へのAlert Diver Lightの掲載、会員向けWEBマガジン Alert Diver Monthly の発行などを通じ情報提供を充実させます。

(3) 事業基盤の強化

会員募集を推進するとともに、入会金制度の導入や会費の見直し等により収支を改善し、更に魅力あるDAN事業を目指します。

プレジャーボート救助事業 (救助事業部)

プレジャーボート等が機関故障等の軽微な事故に遭遇した場合に、レスキュー・ステーション(RS)から救助船が出動し、最寄りの安全な係留地まで曳航救助する等の事業を迅速に実施することにより、海洋レジャーの健全な発展に寄与していきます。

本年度は以下の「事業の適正な実施」、「事業の充実」及び「事業基盤の強化」に重点を置き取り組みます。

(1) 事業の適正な実施

サービス海域内における救助の核となるレスキュー・ステーション(RS)の充実を図るとともに、緊急時位置通報システムであるBANコールを普及促進させること等で、より迅速で的確な救助作業を実施します。

(2) 事業の充実

緊急時の迅速な救助手配や安心感の向上に資するため、携帯電話やスマートフォンを利用して救助要請者、救助者のそれぞれの位置を同一画面上に時間経過にあわせて表示し、BAN本部も含め三者が同じ位置情報を共有できる新しい緊急時位置通報システム(略称「BANココNAVI」)を、今年末を目途に導入する等、会員向けのサービスを充実させます。

(3) 事業基盤の強化

平成30年度中の九州北部海域(山口県西部-福岡県・佐賀県の日本海側)へのサービス海域拡大を目指し、RSの確保等諸準備にあたるほか、引き続き会員募集活動の実施や各種イベントへの参加などに取り組みます。

振興・普及事業 (企画振興部=旧振興事業部)

海洋レジャーの振興と海事思想の普及に貢献するため、従来からの「親水事業と舟艇の利用振興事業等」を行うとともに、「協会各部門との連携が必要な業務や企画的な業務」に取組みます。

(1) 協会各部門との連携及び企画業務

- ①部門業務を横断的に担務する企画部門を創設しました。
- ②広報を一元化し、協会誌「海洋レジャー」の発行及び船の文化検定(通称「ふね検」)の周知及び広報活動強化に取り組むほか、他事業(DAN事業や試験事業)

の活性化に担当部門と連携して取り組みます。

(2) 親水事業及び 舟艇の利用振興事業

- ①マリン関心層の拡大及び需要拡大を目的に、他団体と連携強化を図り、主催又は共催による親水及び広報イベントを開催します。
- ②海の駅ネットワーク事務局として「海の駅」を活用したイベントやクルージングを企画するなど、舟艇利用者の利便性向上を図ります。

小型船舶操縦士の 国家試験に関する事業 (特定事業本部・試験部)

小型船舶の航行の安全を確保し事故防止に寄与するため、国内で唯一の指定試験機関として、国土交通大臣に代わって小型船舶操縦士国家試験を実施しています。そのため本事業は、全国くまなく均質なサービスを提供しなければならないという立場にあり、極めて公益性が高い事業となっています。本年度は、本事業の基本である「事業の適正な実施」の他に、「事業品質の向上」、「事業収支の改善」の3つの目標を掲げ取り組みます。

(1) 事業の適正な実施

- ①資格別の小型船舶操縦士試験を適正、確実かつ公正に実施します。
- ②試験艇等、設備の整備に計画的に取り組みます。
- ③試験員等の人員の確保に努めます。

(2) 事業品質の向上

- ①全試験員参加の定期研修を開催するなど資質向上に努めます。
- ②小型船舶の安全対策を充実するため、関係官庁の指導の下で有効な措置を取ります。

(3) 事業収支の改善

- ①「安心・安全・確実な知識は、国家試験で!」をキヤッヂフレーズに、ポートスクール等との連携を強化し、国家

試験受験者数の拡大を図ります。

- ②経費削減と業務効率の向上に努め、収支のモニタリングを定期的に実施します。

小型船舶操縦免許証の 更新等に関する事業 (特定事業本部・講習部)

船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づき、登録講習実施機関として小型船舶操縦免許証の更新及び失効再交付講習を実施するとともに、登録小型船舶教習所の教員を対象とした研修(教員研修)等を行っています。本年度は、「事業の適正な実施」の他に、「事業品質の向上」、「事業収支の改善」に重点を置き取り組みます。

(1) 事業の適正な実施

- ①更新・失効再交付講習及び再教育講習を適正に実施します。
- ②教員研修を適正に実施します。
- ③設備等の整備に計画的に取り組みます。

(2) 事業品質の向上

各地方事務所における講習に従事する者の研修及び定期的な講習の確認を通じて、講習に従事する者の指導、教育を継続して行い、資質の向上を図ります。

(3) 事業収支の改善

- ①受講者募集の窓口となる海事代理士との連携強化、漁業協同組合や官公庁などの大口顧客の取り込み、イベントへの出展や体験乗船会を通して受講者数の確保を図ります。
- ②「受講者数、開催会場数、開催回数全国No.1」をキヤッヂフレーズに、受講者数が最多であることや講習内容の質の高さ等をアピールし、他の実施機関との差別化を図ります。
- ③試験事業と連携を強化するなど業務の効率化を追求し、経費の削減を図ります。

以上

なぜライフジャケットを着るの? ～着る「義務」から、着る「権利」へ～

国土交通省は、平成30年2月1日以降すべての小型船舶の乗船者に対し、ライフジャケット着用を義務化すると発表しました。海中転落による行方不明や死亡事故を防止するため、小型船舶の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが船長の義務となったのです。

改正後も「適用除外だったから大丈夫」だと、義務になったけれど「見つからなければ大丈夫」、「落水したことが無いから大丈夫」、「泳ぎに自信があるから大丈夫」、「プロは落水しないから大丈夫」などと考えている人はいませんか。今こそ、なぜライフジャケットを着用するのか、一考してみる良い機会かと思います。

ライフジャケットを正しく着用すると、海中転落時の生存率が2倍以上になります。

- ・自然と呼吸ができる体勢で浮いていられる。
- ・体温低下を遅らせることができる。
- ・目立つ色彩により発見されやすい。

このような有効性は、船長なら誰もがよく知っているにもかかわらず、着用率が上がらないのはなぜでしょう。着用しない理由は、暑い、動きづらい、格好悪い、面倒など様々です。そんな意見を取り入れ、国とメーカーはライフジャケットの改良を重ね、通気性がよく、動きやすい、更にはファッショナブルな製品が既に開発されています。

しかし、いくら良い製品を開発しても、メーカーには改善できないものがありま

す。それは「私は大丈夫」と考えているユーザーの意識です。着用率上昇の最大の障壁は、リスクを軽視する船長の心の中にあるのではないかでしょうか。

あなたは、ライフジャケットなしで何時間ほど水面を浮いていられますか？

風で押し流されて離れていく自船を追いかけて泳ぐ自信はありますか？

水を吸って重くなった衣服を着ている転落者を船内に引き上げられますか？

行方不明となってしまったあなたや同乗者の帰りを待つ家族の生活を想像できますか？「あの人が帰ってくるのを信じたい」という家族は、失踪宣告を裁判所に申し立てないので、死亡保険金は支払われません。それにより、金銭的負担となることもあるでしょう。

法律により船長は乗船者全員にライフジャケットを着用させる義務があり、それに違反すると処分の対象になるからという受動的な考え方から脱却し、もっと自分自身のこと、同乗者のこと、そして帰りを待つ人のことを考え、ライフジャケットの着用が自己救命策の確保に欠かすことのできないものである

ことを再認識しましょう。そしてまず船長自らが格好良くライフジャケットを着こなしてみてください。それを見た乗船者は、率先して自ら着るライフジャケットを当然のように手に取ることでしょう。

これからの考え方は、「ライフジャケットを着用する“義務”があるから身につけるのではなく、誰もが自らの命を守るために着用する“権利”があるから身につける」です。

その権利を更に有効なものにするために、安易に価格だけで選ばず、国の安全基準に適合したいわゆる「桜マーク」が付いている製品を選択することも大切です。そして、落水の衝撃で脱げないよう身体にぴったりフィットさせて着用しましょう。さらに携帯電話を防水パックに入れて携行するなど、万全な自己救命策を確保しておきましょう。

最後に、ライフジャケットは小型船舶に乗る人だけの特権ではありません。陸上からの釣り、遊泳や川の散策など全ての水辺の遊びをする誰もが自らの意志で愛用することができる「水辺の保護具」なのです。



編集後記

早いもので昨年9月に創刊された「海洋レジャー」も今回でVOL. 3を迎える、発刊から1年が過ぎようとしています。これもひとえに皆様からの日頃のご支援のお陰と、心より感謝しております。

先日、スタッフとして参加したマリンカーニバル2017というイベントで、最近流行りのSUPを体験してきました。ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、サーフボードのような長いボードの上に立って、長いパドルで水をかくマリンスポーツです。フラフラする足元に思わず体中の筋肉が強張り、それはもう情けない姿でしたが、慣れてくるとあたかも水の上を散歩しているような気分になり、もっと遠くまで行ってみたくなりました。

こここのところ、海や川で水遊びや泳いだ経験のない子供が増えているという話を耳にします。確かにマリンジャーは常に危険と隣り合わせで、ちょっとした油断が大きな事故に繋がることもあります。だからといって海から離れるということは、海の楽しさを知る私たちから見れば、非常にもったいなく感じます。ちょうど今号の「海藻おしば教室」で取材させて頂いた三崎小学校の校長先生のお話が、子供の海離れを解消するのではないかでしょうか。「危険だから海に行かないのではなく、安全に遊ぶにはどうしたら良いか学んで欲しい。」という言葉です。

楽しいマリンレジャーは沢山あります。私たちは各種イベント等を通じ、マリンレジャーを体験していただける機会を提供していくと同時に、今号でも紹介させて頂きました、ライフジャケット着用キャンペーン「wear it!」への取り組みや、コラムの「ライフジャケット着用義務化」のような、安全に関わる情報を発信することで、微力ながら皆様が海を安全に楽しんで頂くためのお手伝いをしていけたらと思っております。

次号の発刊は、梅のつぼみもまだ固く、皆様の気持ちもやや海から遠ざかる季節となります。皆様が海に出たくなるようなホットな話題をご提供できたらと思います。どうぞ楽しみにお待ちください。

「海洋レジャー」編集部

2017.Vol.3

海洋レジャー 第3号

平成29年8月24日発行

発行元

一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
Japan Marine Recreation Association

発行人：理事長 佐久間 優

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町4-43 A-PLACE馬車道9F
本部：TEL.045-228-3061
特定事業本部：TEL.045-264-4172
www.kairekyo.gr.jp

(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会 役員、評議員の構成及び、賛助会員一覧

評議員名簿

氏名	所属	役職
稻石正明	東京海洋大学	理事・副学長
加藤毅	株式会社光電製作所	代表取締役社長
小坂光雄	ヤンマー株式会社	エンジン事業本部 船用営業統括部専任部長
小島和子	レディース・フィッシング・クラブ・オブ・ジャパン	会長
陶正史	一般財団法人日本水路協会	理事長
田久保雅己	株式会社舵社	常務取締役
竹長潤	ヤマハ発動機株式会社	人事本部涉外部 涉外担当部長
田村雄一郎	学識経験者	
南部大氣	日本船具株式会社	代表取締役
西島浩之	学識経験者	
前田彰一	学識経験者	
松井正昭	株式会社マツイ	名誉会長
松浦道夫	学識経験者	
吉海浩一郎	一般社団法人日本マリン事業協会	専務理事

(五十音順)

役員名簿

役職	氏名	所属
会長	戸田邦司	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会
理事長	佐久間優	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会
常務理事	加賀谷尚之	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会
	田中俊二	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会
理事	井手祐之	一般社団法人日本船舶機関士協会
	葛西弘樹	一般社団法人日本船長協会
	金子光夫	公益財団法人マリンスポーツ財団
	鈴木浩司	公益財団法人日本海事科学振興財団
	中尾準男	深田サルベージ建設株式会社
	服部博	横浜ベイサイドマリーナ株式会社
	服部正樹	海の駅ネットワーク
	宮下高行	学識経験者
	森雅人	日本小型船舶検査機構
監事	荒川和彦	一般社団法人日本舶用機関整備協会
	菊井大蔵	公益社団法人日本水難救済会

(順不同)

賛助会員

法人名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
一般財団法人尾道海技学院
株式会社オリエントコーポレーション
公益財団法人海上保安協会
公益社団法人関西小型船安全協会
関西潜水連盟
公益社団法人関東小型船安全協会
公益社団法人九州北部小型船安全協会
國富株式会社
クマスジェフ
国際化工株式会社
国際指導者連盟
国際ダイビングスクール協会
一般財団法人舟艇協会
政洋汽船株式会社
公益社団法人瀬戸内海小型船安全協会
株式会社ゼニライトブイ
公益社団法人全国漁港漁場協会
セントラルスポーツ株式会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
日本アクアラング株式会社
公益財団法人日本海事科学振興財団
公益財団法人日本海事広報協会
日本海中技術振興会
公益社団法人日本海難防止協会
一般財団法人日本航路標識協会
日本小型船舶検査機構
一般社団法人日本サーフィン連盟
日本職業潜水教師協会
公益社団法人日本水難救済会
一般財団法人日本水路協会
日本スクーバダイビング連盟
日本船具株式会社
一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会
一般社団法人日本マリン事業協会
株式会社パディ・アジア・パシフィック・ジャパン
深田サルベージ建設株式会社
古野電気株式会社
株式会社マツイ
三井住友海上火災保険株式会社
ヤマハ発動機株式会社
ヤンマー株式会社
計 43法人

(五十音順)

